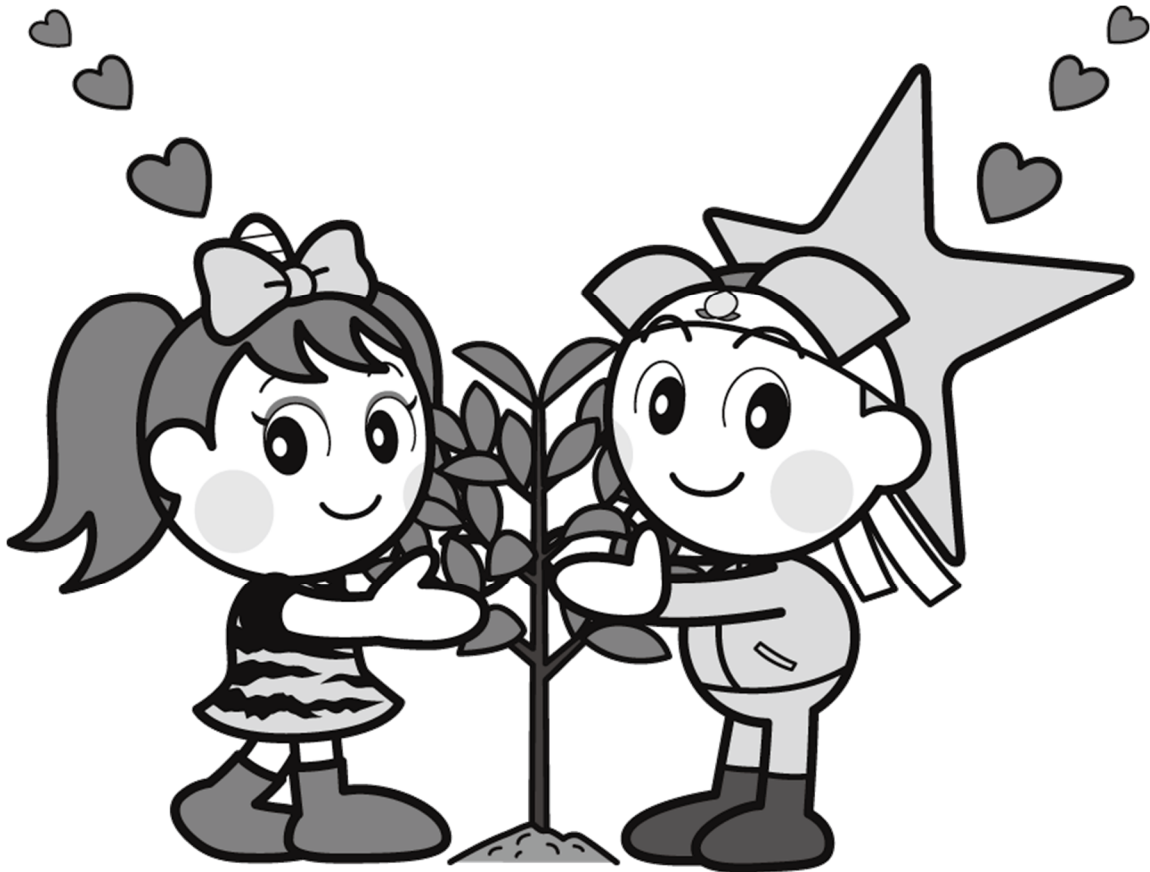


令和5年度

備中県民局の概要



©岡山県「ももっち」と「うらっち」

岡山県備中県民局

目 次

I	備中県民局管内の概況等	
1	所管区域	2
2	管内図・行政図	3
3	管内の概況	4
II	組織及び職員数	
1	組織と所掌事務	8
2	職員配置一覧表	10
III	各部（所）の業務の概要	
	地域政策部 地域づくり推進課	13
	環境課	23
	税務部	35
	健康福祉部、備中・備北保健所	43
	農林水産事業部	55
	家畜保健衛生所（井笠・高梁）	67
	建設部	71
	水島港湾事務所	83

I 備中県民局管内の概況等

1 所管区域

岡山県備中県民局 倉敷市羽島 1083
 井笠地域事務所 笠岡市六番町 2-5
 高梁地域事務所 高梁市落合町近似 286-1
 新見地域事務所 新見市高尾 2400

所管区域

倉敷市・笠岡市・井原市・総社市・高梁市・新見市・浅口市・早島町・里庄町・矢掛町

県民局・地域事務所と管内位置図



主要指数

区分	面積 (km ²)	人口 (人)	世帯数	人口密度 (人/km ²)
管内	2,464.96	762,178	340,200	309.2
全県	7,114.77	1,879,280	861,452	264.1
対全県比	34.6	40.6	39.5	

面積：令和4年10月1日 国土地理院調べ
 人口、世帯数：令和4年1月1日 住民基本台帳

2 管内図・行政区



3 管内の概況

1 位置及び面積

岡山県南西部に位置する備中県民局は、倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町の7市3町を所管している。管内面積は、2,464.96 km²であり、県面積の34.6%を占めている（R4.10.1 国土地理院調べ）。

2 自然的条件

岡山県三大河川の一つである高梁川が管内中心部を南北に貫流しており、北部は中国山地の脊梁地帯、中部には吉備高原が広がり、南部の下流域には平野が開け風光明媚な瀬戸内海を望み、非常に起伏に富んだ地形となっている。

気候は、南部は瀬戸内海式気候で温暖小雨であるが、北部は冷涼で降雪もみられる。

3 人口の動向

管内の人口は762,178人で、県全体の40.6%を占めている（R4.1.1 住民基本台帳）。拠点性が高い倉敷市及び周辺近郊地域には人口集積が見られるが、中山間地域や離島を中心に過疎化が進んでいる。

高齢化率については、県全体の平均が31.1%に対して、管内の平均は31.9%であり、さらに中山間地域や離島を含む市町では36.3%となるなど、高齢化が進んでいる（R4.10.1 毎月流動人口調査）。

※国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和2（2020）年から令和22（2040）年までに備中地域の総人口は約12%、中山間地域や離島を含む市町の総人口は約22%減少し、生産年齢人口は、それぞれ約18%、約28%減少。令和22（2040）年の高齢化率は、それぞれ36.1%、40.9%に達する。

4 交通インフラの整備状況

管内の高速道路は、山陽自動車道、岡山自動車道、瀬戸中央自動車道の3つが、また鉄道は、山陽新幹線、山陽本線、瀬戸大橋線、伯備線、桃太郎線（吉備線）、井原鉄道、水島臨海鉄道があり、中四国の広域交通の要となっている。

また、国際拠点港湾に指定されている水島港があり、世界に開けた貿易環境が整っている。

5 産業の状況

（1）農林漁業

管内の耕地面積は18,019ha（令和4年耕地面積及び作付面積統計）で、県全体に対する比率は28.9%（うち田面積25.1%、畑面積43.2%）である。また林野面積は164,641ha（R5.3.31 岡山県の森林資源）で、同34.0%である。

[倉敷地域]

本県を代表する白桃、マスカット・オブ・アレキサンドリアなどの果樹をはじめ、スイートピー、ごぼう、れんこんなど特色ある農産物が生産されている。

沿岸部では、漁船漁業による、たこ類、たい類などの漁獲量が多く、またノリ養殖も盛

んである。

[井笠地域]

なす、いちご等の野菜類や、白桃、ぶどう、いちじく等の果樹類、ばら、ラークスパー等の花き類の生産や、採卵鶏、乳・肉用牛等の畜産業が盛んである。特に広大な笠岡湾干拓地では大規模な畜産業やたまねぎ、ブロッコリー、キャベツなど大規模畑作農業が展開されている。

沿岸部では、漁船漁業による、えび類、たい類の漁獲量が多いほか、カキ養殖も行われている。

[高梁地域]

中山間地域特有の地形と気候を生かし、稲作と園芸作目との複合経営が主体となっており、ピオーネと夏秋トマトは県内最大の産地規模を誇っている。また、採卵鶏、肉用鶏、肉用牛等の畜産業が盛んである。

[新見地域]

全域が特定農山村・過疎地域に指定された中山間地域に属しており、地域の自然条件を生かして、ピオーネや桃、夏秋トマト、りんどうなど園芸品目の生産や、千屋牛としてブランド化を進めている和牛の生産が盛んである。

また、地域の大部分の面積を占める森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、間伐等の森林整備を推進している。

(2) 商 業

管内の事業所数は 5,946 店で県全体の 36.3%、従業者数は 47,135 人で県全体の 35.1%、年間商品販売額は 1,566,387 百万円で県全体の 30.1%であり、いずれも倉敷市が大半を占めている。管内の多くの地域では中心市街地の空洞化が進んでおり、魅力ある商店街等の再生が求められている。(R3 経済センサス - 活動調査)

また、県総合流通センターや早島 IC、岡山総社 IC 付近の新たな大型物流施設など、西日本屈指の広域物流拠点が集積している。

(3) 工 業

水島工業地帯の化学・鉄鋼・自動車などの重化学工業を中心に、総社市、里庄町などに自動車関連や機械・食品等の製造業が集積しており、管内の事業所数は、1,368 ヶ所で県全体の 43.5%、従業者数は 72,514 人で県全体の 48.0%、製造品出荷額等 4,910,501 百万円で県全体の 63.7%を占めている。(2020 年工業統計調査 (4 人以上の事業所))

(4) 観 光

管内には多くの観光地があるが、広範囲に点在しているため、各観光地相互の広域的な連携を図っている。

[倉敷地域]

年間 1,465 千人 (R3 年) の観光客を迎える倉敷美観地区をはじめ、鷲羽山 (倉敷市)、児島ジーンズストリート (同)、吉備路 (総社市)、いかしの舎 (早島町) など優れた観光資源に恵まれている。

〔井笠地域〕

風光明媚な笠岡諸島をはじめ、季節の花で彩られる道の駅笠岡ベイファーム（笠岡市）や、カブトガニ博物館（同）、美星天文台（井原市）、井原市立平櫛田中美術館（同）、華鶴大塚美術館（同）、岡山天文博物館・国立天文台ハワイ観測所岡山分室・京都大学岡山天文台（浅口市）、仁科会館・仁科芳雄博士生家（里庄町）、旧矢掛本陣・脇本陣（矢掛町）など多くの文化・歴史施設等が整備されている。

〔高梁地域〕

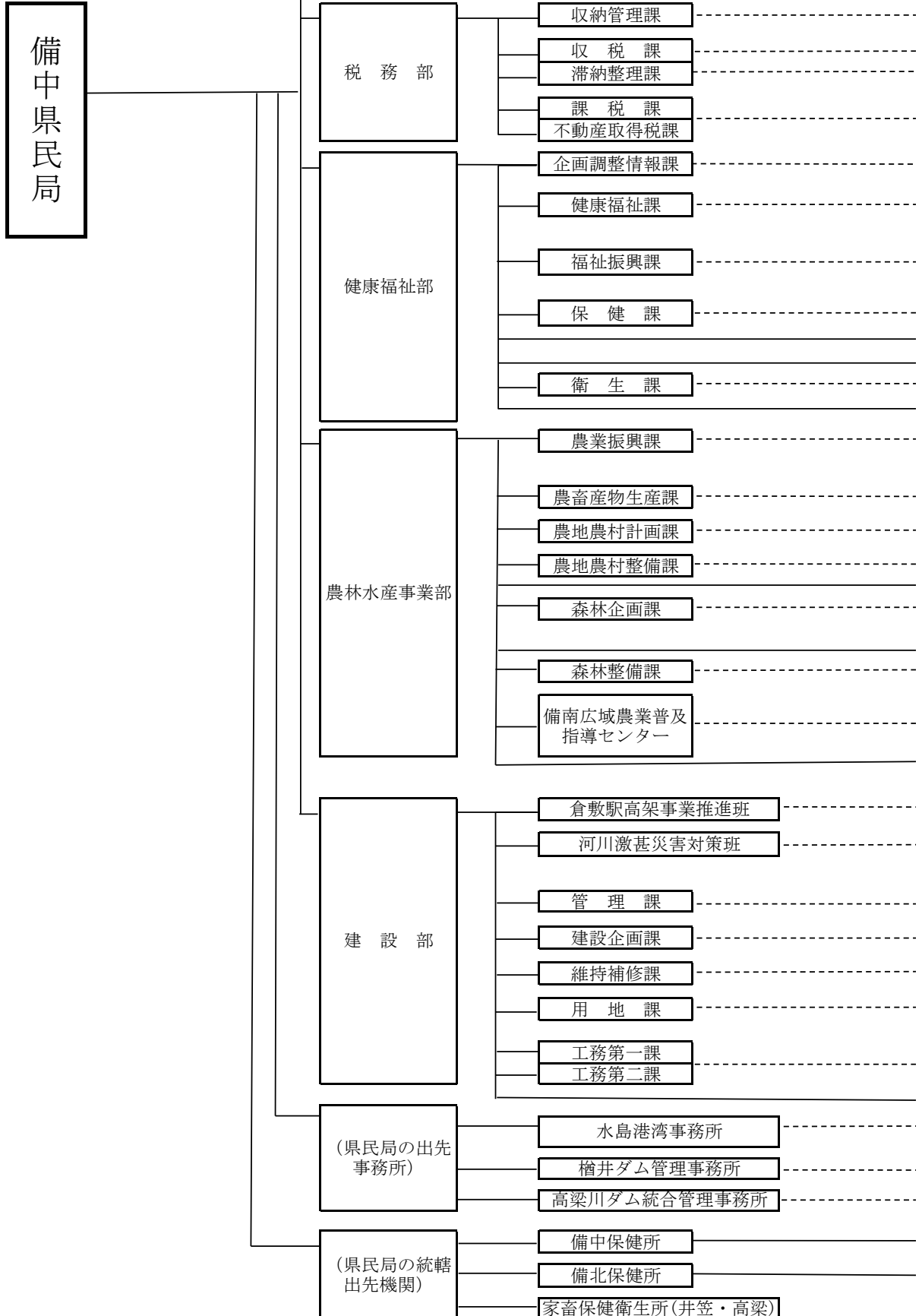
備中松山城、頼久寺、武家屋敷、吹屋、弥高山など、県下でも有数の観光地となっている。

〔新見地域〕

満奇洞や井倉峡、いぶきの里スキー場のほか、国の天然記念物に指定されている羅生門、多彩な湿生植物が自生している鯉が窪湿原など豊かな自然に恵まれた名所がある。

II 組織及び職員数

1 組織と所掌事務



施策の企画立案・総合調整、市町村連絡調整、中山間地域等の活性化、観光振興、産業振興、文化振興、コミュニティ、防災・危機管理対策、安全安心・交通安全の啓発、火薬類の保安対策、土地対策、スポーツ振興、青少年健全育成、公聴広報など

・人事、予算経理、入札など

・環境施策の企画立案・総合調整、環境監視・調査、大気保全、水質保全、浄化槽、土壌汚染対策、有害化学物質対策、廃棄物対策、景観、墓地、公害苦情など

・県税の収納、納税証明など

各種税の徴収など

・滞納処分など

・各種税の賦課など

・保健・医療・福祉施策の企画立案・総合調整、健康危機管理対策、情報収集など

・社会福祉法人・施設等の指導監査、介護保険・高齢者福祉施策など

・生活保護、生活困窮者自立支援、身体・知的障害者施策、児童福祉、ひとり親家庭支援など

医療機関の指導監査、母子歯科保健、地域医療連携、健康増進対策、精神保健対策、感染症・結核対策、難病対策など

・医薬品・食品関係施設等の指導監視・許可登録など

・農業制度資金、担い手の確保・育成対策、6次産業化・農商工連携の推進、農地制度、中山間地域等直接支払など

・農産・畜産振興、畜産環境保全など

・土地改良事業の計画、団体営土地改良事業の指導、多面的機能支払など

・県営土地改良事業の実施など

・林業技術普及、造林・間伐、森づくりの推進、県産材の需要拡大、保安林、林地開発規制、狩猟、自然公園など

・治山・林道事業など

・農業技術普及、経営指導、就農相談、担い手育成、産地や地域特産物の育成支援など

・倉敷駅高架事業の推進

・河川激甚災害対策特別緊急事業等の調査・設計・監督、事業用地の取得・補償など

・公共土木施設(道路・河川・砂防設備など)の管理、屋外広告物許可、建築確認など

・土木工事の企画立案及び調整、進行管理、設計審査、技術指導など

・公共土木施設の保全(維持補修など)

・土木工事用地の取得・補償など

・道路・橋梁・河川・砂防工事の調査・設計・監督など

・港湾施設等の管理及び維持補修、港湾工事等の企画・調査・設計・監督・設計審査・予算経理・入札など

・ダム管理

・ダム管理

【地域事務所】

(井笠・高梁・新見)

地域総務課

備北保健課(高梁)

地域保健課(井笠・新見)

備北衛生課(高梁)

地域農地農村整備室

地域森林課

備北広域農業普及指導センター(高梁)

農業普及指導センター(井笠・新見)

地域管理課

地域設計審査班

地域維持補修課

地域用地班

地域工務課

備中保健所井笠支所

備北保健所新見支所

2 職員配置一覧表

(1) 備中県民局

令和5年4月1日

内訳 部課所名	現員数																
	局長	次長	所長	部長	課長	副部長	所長	次長	課長	参事	課長	副参事	主幹	主任	主事	技師	計
地域政策部																	
地域づくり推進課				1				1				5		3		4	14
総務課	1	1		1				1				2		5		8	19
環境課								2				7		3		5	17
税務部				1				7				31		11		13	63
健康福祉部				1				8				33		19		19	80
農林水産事業部				1				7				46		12		24	90
うち備南広域農業普及指導センター								2				8		4		6	20
建設部				1				8				42		18		18	87
計	1	1		6				34				166		71		91	370
水島港湾事務所				1				4				14		7		7	33
檜井ダム管理事務所												1					1
高梁川ダム統合管理事務所								1				7		1		3	12
合計	1	1		7				39				188		79		101	416

(2) 井笠地域事務所

内訳 部課所名	現員数															
			所長	部長	所長	課長	室長	参事	課長	室長	副参事	主幹	主任	主事	技師	計
地域総務課			1								1		1		3	6
地域保健課						1					6		3		7	17
地域農地農村整備室																
地域森林課						2					11		2		11	26
井笠農業普及指導センター																
地域管理課																
地域維持補修課																
地域設計審査班						3					21		9		10	43
地域用地班																
地域工務課																
合計			1			6					39		15		31	92

(3) 高梁地域事務所

内訳 部課所名	現員数											
			所長	部長 副部長	次長	課長	室長 副室長	主幹	主任	主事	技師	計
地域総務課			1				3			3		7
備北保健課 備北衛生課					3		6		7	5		21
地域農地農村整備室 地域森林課 備北広域農業普及 指導センター					3		12		3	7		25
地域管理課 地域維持補修課 地域設計審査班 地域用地班 地域工務課					3		19		3	4		29
計			1		9		40		13	19		82
檜井ダム管理事務所							1					1
合計			1		9		41		13	19		83

(4) 新見地域事務所

内訳 部課所名	現員数											
			所長	部長 副部長	次長	課長	室長 副室長	主幹	主任	主事	技師	計
地域総務課			1				2			4		7
地域保健課					1		3		1	5		10
地域農地農村整備室 地域森林課 新見農業普及 指導センター					2		10			7		19
地域管理課 地域維持補修課 地域設計審査班 地域用地班 地域工務課					3		18		4	6		31
計			1		6		33		5	22		67
高梁川ダム 統合管理事務所					1		7		1	3		12
合計			1		7		40		6	25		79

(5) 家畜保健衛生所

内訳 部課所名	現員数										
				所長	次長	副室長 副参事	主幹	主任	主事	技師	計
井笠家畜保健衛生所				1		5		3	2		11
高梁家畜保健衛生所				1		4		4			9
合計				2		9		7	2		20

Ⅲ 各部（所）の業務の概要

地域政策部 地域づくり推進課

〔地域政策部（地域づくり推進課）〕

基本方針

令和3年3月に策定された「第3次晴れの国おかやま生き生きプラン：令和3（2021）年度～令和6（2024）年度」に掲げる備中地域の将来の姿「夢と元気にあふれ、安全・安心で暮らしやすい備中地域」の実現に向け、各種施策を積極的に推進していく。

備中地域の特色や資源を生かした産業や観光の振興、集落機能の維持や移住・定住の促進などによる中山間地域や離島の振興、伝統的町並みや文化遺産を生かした地域の活性化に積極的に取り組むこととし、夢と元気にあふれる豊かな地域づくりを推進していく。

また、自主防災組織の育成支援など地域防災力の強化を図るとともに、青少年の健全育成や交通安全の啓発など県民生活に密着した施策に取り組み、安全・安心で暮らしやすい地域づくりを推進していく。

こうした取組を効果的に推進していくため、市町との連携を一層強化するとともに、県民、ボランティア・NPO、企業、大学など、さまざまな主体と目標を共有し、「協働」しながら活力ある地域づくりに取り組んでいく。

以上の基本方針に沿って、令和5年度の地域づくり推進課の主要施策を次のとおりとする。



©岡山県「ももっち」と「うらっち」

主要施策

1 総合調整機能の発揮

地域の特性を生かした施策や実情に即した施策を、広域的な視点に立ち、総合的かつ効率的に推進するため、市町と緊密に連携しながら、企画立案機能や総合調整機能を発揮する。

事務事業名	令和5年度	令和4年度
市町長への主要事業の説明	5 / 16	5 / 26
県議会議員への主要事業の説明	5 / 19	5 / 24
管内トップミーティング	8 / 21	8 / 2

(1) 「第3次晴れの国おかやま生き生きプラン」の推進

地域別構想で描く備中地域の将来の姿「夢と元気にあふれ、安全・安心で暮らしやすい備中地域」の実現を目指し、備中地域ならではの産業モデル及び地域モデルの構築と社会基盤の整備のため、各種施策・事業を総合的に推進する。

(2) 県民局内の総合調整等

県民局の施策・事業が総合的かつ効率的に展開できるよう、県民局内各部所における重点・主要事業の取りまとめと相互調整、進行管理などを行う。

(3) 地方振興事業調整費の運用

地方振興事業調整費を効果的に運用することにより、各部所の事業執行の効率化、迅速化を図り、地域の特性を生かした振興を図る。

【参考 令和4年度】366,997千円

土木関連事業	66件		
農林関連事業	9件		
その他	27件	合計	102件

地域防災力の強化



水害伝承の展示会

市町と連携した観光振興



岡山空港一吹屋直行バス運行支援

2 市町への助言、支援等

(1) 市町の地域振興・中山間地域対策への支援

市町が取り組む地域振興事業に対し、助言や情報提供を行うとともに、過疎化が著しい中山間・離島地域の振興や移住・定住に向けた取組への支援を行う。

○中山間地域等への支援

ア おかやま元気！集落活動促進支援事業

おかやま元気！集落において行う、集落機能の維持・強化や集落の自立化等に向けた取組を支援する。

【参考 令和4年度実績】

5件 2,751千円



移住体験オンラインツアー（倉敷市）

イ 地域と暮らしの維持応援事業

地域課題の解決に向けた取組や、移住・定住促進等の取組を支援する。

【参考 令和4年度実績】

・安心して暮らせる生活環境づくり支援事業	1件	2,000千円
・地域経済振興事業	2件	5,287千円
・移住・定住促進応援事業	7件	2,159千円

(2) 持続可能な中山間地域等形成事業の実施

地域の特性や資源を生かした産業や観光の振興、中山間をはじめとする地域の活性化や課題解決の取組など、持続可能な中山間地域の形成につながる事業を実施する。

【参考 令和4年度実績】 4件 9,318千円



地域の課題解決支援事業
(プラン発表会)



つながる×つなげる応援事業
(おかやま備中マルシェ2022)

(3) 地方自治法施行事務等

地方財政状況調査（市町及び一部事務組合から提出）及び公共施設状況調査（市町から提出）について、関係資料に基づき検収を行う。

また、一部事務組合から規約変更の許可申請、解散届の提出等があった場合、関係法令等に基づき、一部事務組合に対する助言、事務手続等を行う。

3 観光・産業の振興

(1) 広域観光の振興

備中地域の観光の強みである「地酒・酒蔵」「天文・星空」「町並み」「日本遺産」等を生かした周遊・滞在型観光を推進する。

特に、「酒蔵」を観光資源として地域の魅力発信と地域活性化につなげる「備中杜氏の郷ツーリズム」を平成26年度から推進し、令和2年度からは、備中杜氏の郷スタンプラリーのデジタル化等、コロナ禍に対応した事業を実施し、令和4年度は岡山 destinations キャンペーン等にあわせ、観光客をターゲットに地酒のPR等を行った。

令和5年度は岡山DCアフターキャンペーンの期間を中心に事業を実施し、備中地域への観光誘客を促進する。



「地酒BAR in 備中」の開催

令和5年度計画

- ・「地酒BAR in 備中」の開催
- ・酒蔵と事業者の交流会の開催
- ・マツダスタジアムでの観光PR
- ・首都圏での観光PR
- ・備中の日本遺産観光旅行の促進
- ・備中地域観光PRサイトを活用した情報発信
- ・「おかやま酒蔵めぐり」リーフレットの作成
- ・星空鑑賞フォトツアーの実施

【参考 令和4年度実績】

- ・「地酒BAR in 備中」の開催（9/16、17、11/25、26 9月12蔵・11月9蔵参加、計1,642名来場）
- ・酒蔵と事業者の交流会の開催（9/16、11/25 25事業者、43名参加）
- ・「おかやま酒蔵めぐり～備中杜氏の郷デジタルスタンプラリー～」の実施（県内24蔵・管内11宿泊施設参加者627名、総スタンプ数1,195個）
- ・備中ぶらり町並みめぐり（応募者数241名、総スタンプ数1,548個）
- ・マツダスタジアムでの観光PR（6/2、4市参加）
- ・とっとり・おかやま新橋館での観光PR（10/8、9 3市参加、計753名来場）
- ・「備中の星空」を活用した誘客促進事業の実施
- ・日本遺産を巡るバス助成（19台）
- ・備中地域観光PRサイトでの島旅の魅力発信

(2) 地域産業の振興

備中地域の地域資源等を活用して開発した加工品、製造品の売れ筋商品化や販路拡大を図るとともに、産業による地域おこしに取り組む個人・団体に対し、事業計画の策定や試作品の製作、販路開拓などを一体的に支援する。

また、ECサイトでの販売に向けた支援など、コロナ禍に対応した取り組みを進める。



見本市への出展支援（関西圏）

令和5年度計画

- ・テストマーケティング：首都圏 12 事業者、
 関西圏 8 事業者
- ・ポップアップストア販売：15 事業者
- ・見本市への出展支援：関西圏 9 事業者
- ・県内展示大商談会への出展支援：16 事業者
- ・商談会の開催：10 事業者
- ・産業による地域おこし支援
 専門家派遣 5 事業者
 補助事業 10 事業者

【参考 令和4年度実績】

- ・テストマーケティング：首都圏 11 事業者、
 関西圏 10 事業者、
 近県等 12 事業者
- ・見本市への出展支援：関西圏 20 事業者
- ・県内展示大商談会への出展支援：20 事業者
- ・商談会の開催：7 事業者
- ・産業による地域おこし支援
 専門家派遣 7 事業者
 補助事業 14 事業者

4 地域文化の振興

(1) 町並み保全と活性化

備中地域には数多くの伝統的町並みが残っており、平成26年度に各地域の町並み保全団体や行政等により設立された「備中町並みネットワーク」を中心に、町並みの保全と活性化に向けた各種取組を行う。

ア 備中 no 町家 de クラス

歴史的な町並みにある町家や蔵を活用し、伝統的な暮らし方、遊び方等を体験する様々なプログラムを数週間に渡り実施する。

【参考 令和4年度実績】

11/3～11/27 開催

体験プログラム数 11

まち歩きプログラム数 23



まち歩き（井原）

イ 備中町並ゼミ

町並みの保全や活用について学び、団体間の交流を図る大会を備中地域各地で開催する。

【参考 令和4年度実績】

12/17 備中町並ゼミ井原大会

ウ 町並み現地視察及び地元団体との交流会

各地の町並み保全地区の視察、地元団体との交流会等を実施することにより、団体間のネットワークを広げていく。

(2) おかやま県民文化祭

管内市町、文化団体等との連携の下、おかやま県民文化祭における「文化がまちにある！プログラム」等を通じ、県民の文化への関心を高め、文化活動を各地に根付かせることで、地域文化の振興を図る。



いばらアートループ商店街
×倉敷ジャズストリート 2022

令和5年度計画

- ・倉敷ジャズストリート2023
- ・いばらアートループ商店街
- ・吹屋フラワート
- ・矢掛まちあるき文化祭～音楽の散歩道～

【参考 令和4年度実績】

- ・倉敷ジャズストリート2022
- ・高梁川マルシェ～阿知町界限文化祭～
- ・いばらアートループ商店街
- ・矢掛まちあるき文化祭～音楽の散歩道

5 協働による施策の推進

NPOや市民活動団体など多様な主体から、その専門性、柔軟性を生かして県民局と協働で実施する事業の提案を募集し、事業の実施を通して地域課題の効果的・効率的な解決を図る。

令和5年度採択 7事業

- ・演劇手法を用いた要配慮者の避難行動支援ワークショップ
- ・学校と社会をつなぐ協力のプラットフォーム
- ・ひきこもり、不登校を減らすための就労体験事業
- ・地元企業からの受注機会の拡大と工賃向上に向けた「共同受注窓口倉敷」の定着
- ・空家デザイン計画 (Côté Rivière)
- ・第74回全国植樹祭を盛り上げようプロジェクト
- ・竹林スコレー、穂井田竹橙籠祭りプロジェクト

【参考 令和4年度実績】 8事業

- ・水害は「逃げるが勝ち！」
- ・児童生徒・若者が地域で楽しく学び活用できる地域ICTコモンズの構築
- ・高校生と地域をつなぐ放課後のキャリア探究
- ・次世代へ農業の魅力を伝えるプログラム
- ・地元企業からの受注機会の拡大と工賃向上に向けた「共同受注窓口倉敷」の拡充
- ・備中地域の伝統芸能を通じた地域活動～「本物の能楽」に触れて地域における伝統芸能・伝統文化を再発見しよう～
- ・Circular Cotton Project
- ・社会とつながるための若者就労準備支援とみんなで作るイベント事業



- 継続事業 —
学校と社会をつなぐ協力のプラットフォーム
(NPO法人だっぴ)



- 継続事業 —
地元企業からの受注機会の拡大と工賃向上に向けた
「共同受注窓口倉敷」の定着 (NPO法人まこと)

6 安全・安心の推進

(1) 危機管理と防災対策

ア 防災・危機管理体制

平成 30 年 7 月豪雨災害の教訓を踏まえ、地震や風水害の予警報に即応した防災体制の確立及び災害情報の迅速、的確な収集・伝達を行うとともに、防災訓練や研修等を通じ、多様化する災害や南海トラフ地震等への対応力強化を図る。

【参考 令和 4 年度 防災・危機管理体制等の状況】

- ・防災配備・・・注意体制 26 回、警戒体制 8 回、特別警戒体制 1 回
- ・防災訓練・・・非常参集訓練 (4/8)、水害対応訓練 (5/30)、総合防災訓練 (9/4)、物資オペレーション訓練 (中止)、地震対応訓練 (1/20)、水島地区石油コンビナート総合防災訓練 (11/18)

イ 地域防災力の強化

各種防災啓発事業や出前講座等により、管内市町の自主防災組織の設置促進、活動強化を支援するとともに、防災リーダーの育成や防災意識の高揚を図る。

【参考 令和 4 年度実績】

- ・防災士養成講座 (11/26, 27)、防災士等研修会 (2/4, 2/19)
- ・防災まちづくり推進事業 (防災マップ作成ワークショップ他)
(実施地区) 井原市木之子地区、井原市大江地区、
笠岡市高島地区
- ・自主防災組織の設置育成の支援 管内設置率 81.0% (R4. 4. 1 現在)

(2) 安全・安心まちづくり

市町、警察署及び地域の団体等との連携を図り、犯罪のない安全で安心なまちづくりの実現を目指し、広報啓発等を実施する。

(3) 火薬類の保安対策

火薬類譲受・消費及び火薬庫の設置等に対する指導・許可を行う。

【参考 令和 4 年度実績】

火薬類譲受・消費許可	22 件	火薬庫外貯蔵場所指示	13 件
火薬類譲受許可	40 件	火薬庫保安検査	13 件
火薬類譲渡許可	5 件	火薬関係事業所立入検査	22 件

(4) 交通安全

市町及び警察署等と連携しながら、春、秋、年末年始の「交通安全県民運動」の啓発、高齢者や子どもの交通事故防止、飲酒運転の根絶、交通ルールの遵守等呼びかけるなど、広報啓発等を実施する。

(5) 土地対策

県土の無秩序な開発を防止し、適正な開発によって土地の合理的な利用と保全が図られるよう、「岡山県県土保全条例」に基づく開發行爲の適正化指導等を行う。

【参考 令和4年度実績】

新規許可 0件 完了検査 0件 開発相談 24件 (21箇所)
許可中の開発区域に係る定期立入検査 9回 (5箇所)

7 地域スポーツの振興

スポーツを通じた地域の活性化、スポーツの振興等を図るため、地域のスポーツ団体等への支援を行う。

- ・吉備国際大学シャルム岡山高粱 (なでしこリーグ 2部)

県内6つのトップクラブチームの一つであり、試合の他にも地域貢献や交流活動を年100回以上実施し、県のスポーツ振興や情報発信に貢献しているクラブチーム。



ホームゲーム開幕戦局長激励スピーチ



県民応援デー
(観光PR・うらっちによる応援)

8 青少年の健全育成

家庭、学校、地域社会、行政が一体となり、「岡山県青少年健全育成条例」及び「岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例」に基づく指導・啓発を行うとともに、青少年健全育成に係る各種事業を展開する。

- (1) 備中県民局管内青少年マトリックス
管内の青少年関係機関（市町、警察、教育事務所等）でマトリックスを組織し、青少年対策を総合的に進める。



- (2) 備中地域青少年相談員連絡会

管内152名の青少年相談員で連絡会を組織し、相談員の情報交換や資質向上のための事業を行う。

(3) わかば賞

青少年相談員から推薦された他の青少年の模範となる行為を行った青少年に対し、賞牌を贈り顕彰する。

【参考 令和4年度実績】 個人37名、団体9

(4) 立入調査

「岡山県青少年健全育成条例」及び「岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例」に基づき、有害図書販売店や電話通信サービス提供事業所等への立入調査を行う。

【参考 令和4年度実績】

岡山県青少年健全育成条例に基づく立入調査 25件

岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例に基づく立入調査 7件

(5) 普及啓発活動

市町や警察など各団体が実施する啓発活動に対し、啓発資材の提供等を行う。

9 消費生活対策

安心できる消費生活の実現を目指し、生鮮食品の品質表示適正化の調査・指導を行うなど、消費生活対策を推進する。

食品表示法等に基づく販売業者の表示義務に関する店舗調査

【参考 令和4年度実績】 32店舗

10 地域づくり推進賞

管内における地域づくりに関する取組のうち、取組の目的、地域への貢献度、先駆性その他を考慮して、備中地域の活性化や発展に資すると認められる団体等を県民局長が表彰する。

【参考 令和4年度実績】 5団体

- ・大江まちづくり協議会
井原市／ニンニクで地域も人も活力アップ！
- ・高梁川用水土地改良区
総社市／小阪部川ダムの管理を通じた地域貢献活動
- ・一般社団法人にいみ木のおもちゃの会
新見市／木育（木材利用に関する教育活動）の推進
- ・一般社団法人moko'a（もこあ）
浅口市／地域と多様な主体をつないで地域課題を解決
- ・農事組合法人矢神毎戸（やがみまいど）営農組合
矢掛町／加工・業務用野菜の振興による水田農業の展開を通じた地域の活性化



11 広報活動

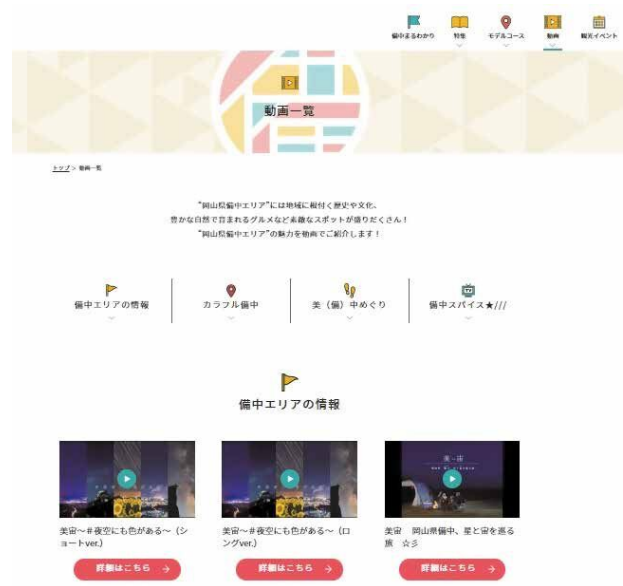
県政情報や県民局の施策等をタイムリーに発信するため、新聞、ラジオなどのマスメディアへ積極的な情報提供を行う。また、ホームページや電光掲示板での情報発信に加え、フェイスブック、インスタグラムなどのSNSを活用した情報発信を行う。

【参考 令和4年度実績】

- ・報道発表 114件
- ・ラジオによる広報（2放送局）
 - 【県政情報】①20秒スポットCM120本、②5分間対話形式10本
 - 【エリア・観光情報】「いきいき備中ホット情報」5分間対話形式：41本
- ・新聞広告の活用 35段
- ・備中県民局電光掲示板による広報
- ・SNSを活用した広報（フェイスブック、インスタグラム、YouTube）
- ・テレビを活用した備中エリアの情報発信



備中県民局地域づくり推進課Facebookページ



観光PRサイト『カラフル備中』動画ページ

Ⅲ 各部（所）の業務の概要

地域政策部 環境課

〔地域政策部（環境課）〕

基本方針

近年の環境問題は、地球温暖化の問題から身近な河川の水質汚濁問題、さらには、地域の廃棄物対策など複雑かつ多岐にわたっており、これらを解決していくためには、従来からの経済活動や生活様式を見直し、資源の循環を基調とした循環型社会への変革を図っていく必要がある。

このため、地域の特性を踏まえながら「第3次晴れの国おかやま生き生きプラン」の実現及び「岡山県環境基本計画（エコビジョン2040）」の推進を図るため、地球温暖化防止等に係る普及啓発をはじめ、大気保全、河川・湖沼等の水質保全、土壌汚染対策、有害化学物質対策、廃棄物対策等の各種環境施策を強力に推進する。

また、これら施策の推進に当たっては、管内市町等の関係行政機関と緊密な連携を保つほか、地域住民、民間団体及び事業者とも協働し総合的に取り組むこととする。

このような考え方に立って、令和5年度の環境課の主要施策を次のとおりとする。



©岡山県「ももっち」と「うらっち」

主要施策

1 地球温暖化防止等に係る普及啓発

地球環境問題の中でも喫緊の課題である地球温暖化防止、循環型社会の形成、自然環境の保全等について、県民や事業者の環境保全意識の高揚を図るため、地球温暖化防止活動推進員やNPO等の民間団体、管内市町等と協力し、地域住民へ啓発、情報提供を行うとともに、様々な機会を捉えて周知に努める。

(1) 環境保全普及啓発事業等

環境問題について学び体験する機会を提供することで、環境にやさしい社会を築いていくきっかけとなるよう環境フェア等を実施する。

【令和4年度実績】

- ・井原市環境フェア（6月）
- ・自然海岸環境学習「海の生き物調べ隊 in 神島」（7月）



(環境フェア)



(生物観察)

(2) 温暖化防止のための県民運動・普及啓発

ア 「クールビズ・ウォームビズ県民運動」、「COOL CHOICE!推進事業」及び「エコドライブ運動」の推進

イ 「グリーンイベントガイドラインおかやま」の普及啓発

ウ 「アースキーパーメンバーシップ制度」の普及啓発

(3) 表彰

地域における生活環境の改善や環境美化の推進は、地域住民の手によるところが大きいことから、管内において環境保全事業等の発展のために献身的な活動を続け、その功績が顕著な団体・個人に対し、県民局長表彰を授与する。

【部門】環境保全推進、環境美化推進、地球温暖化防止活動推進、清掃事業功労
循環型社会形成推進、環境衛生改善事業功労



(県民局長表彰の様子)

2 環境保全施策の推進

(1) 大気保全

ア 関係法令の周知徹底

大気汚染防止法及び岡山県環境への負荷の低減に関する条例で義務付けられているばい煙濃度、水銀濃度等の自主測定の実施・記録・保存や規制基準の遵守など、関係事業者に対して法令遵守を周知徹底する。

イ ばい煙発生施設等の届出審査等

大気汚染防止法及び岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づくばい煙、一般粉じん、揮発性有機化合物等の発生施設及び水銀排出施設について届出審査、指導等を行う。

ウ 発生源の監視指導

ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、水銀排出施設等への立入検査を実施し、自主測定結果等の確認を行うとともに、必要に応じてばい煙濃度、水銀濃度等の測定を行い、違反があれば改善指導等を行う。



(ばい煙発生施設)



(ばい煙測定)

エ アスベスト対策

大気汚染防止法に基づく建築物の解体工事等の際の事前調査義務、特定粉じん排出等作業の事前届出義務等をアスベスト関係事業者にも周知するとともに、立入検査等を通じて必要な指導を行う。特に、法改正により、令和3年4月から、これまで規制対象外であった石綿含有成形板等（いわゆるレベル3建材）が使用された建築物の解体工事等に作業基準が適用されるなど規制が強化され、令和4年4月から事前調査結果を県に報告する制度が開始されたことから、当該報告を活用しつつ重点的に立入検査を実施する。

また、廃棄物処理法に基づく廃石綿等の処理基準について、関係事業者にも周知するとともに、収集、運搬、処分等の適正処理指導を徹底する。



(解体工事現場でのアスベスト測定)



(アスベストが吹き付けられた天井)

(2) 水質保全

ア 特定施設の届出審査等

水質汚濁防止法及び岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく特定施設の届出審査、指導等を行う。

イ 発生源等の監視指導

特定施設を設置する事業場への立入検査を実施し、自主測定結果等の確認を行うとともに、排水の水質検査等で基準違反と判断された施設については改善指導等を行う。



(排水に係る行政検査 放流槽での採水)

ウ 地下水汚染の未然防止

水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設を設置する事業場について、立入検査により地下水汚染の未然防止に係る構造基準、定期点検義務等の遵守状況を確認し、指導等を行う。

また、水質汚濁防止法に基づく地下水の常時監視を実施する。

エ 瀬戸内海的环境保全

令和4年10月に策定された第9次の総量削減計画の達成に向けて、総量規制（COD、窒素、りん）が適用される大規模事業場に対し、水質汚濁防止法に基づく汚濁負荷量測定結果の報告を求めるとともに、必要に応じて立入検査を実施し、規制基準の遵守を徹底する。

オ 児島湖流域の環境保全

第8期湖沼水質保全計画に基づいて児島湖の水環境がさらに改善されるよう、児島湖の水質汚濁負荷の約4割を占めている生活排水に対する施策を推進する。

また、流域市町、民間団体等の主体的な協力のもとに、児島湖流域環境保全推進期間に実施される児島湖流域清掃大作戦等の各種普及啓発活動を展開する。

(3) 土壌汚染対策

土壌汚染対策法及び岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づき、適切な土壌汚染対策を実施する。

ア 関係法令の周知徹底

土壌汚染対策法（一定規模以上の土地の形質の変更に係る事前届出制度等）について、関係者への周知を図る。

イ 土壤汚染状況の把握、調査指導

有害物質使用特定施設の使用廃止等の情報を的確に把握し、適切な調査の実施等について指導するとともに、一定規模以上の土地の形質の変更届出について、土壤汚染のおそれのある場合は調査の実施を命令する。

ウ 土壤汚染が判明した場合の適切な浄化対策の指導

形質変更時要届出区域等の土地所有者等に対し、適切な措置の実施等について指導する。

エ 汚染土壤等の適正処理に係る指導

搬出土壤の適正処理、汚染土壤処理業等について、関係者を指導する。

(4) 浄化槽

関係部局及び管内市町と連携を密にし、関係者に対し、浄化槽の適正な維持管理の徹底を指導する。

ア 適正管理

浄化槽設置等の各種届出を審査、指導する。また、不適正浄化槽について改善指導を行うとともに、必要に応じて立入検査を実施し、浄化槽管理者に対して適正な維持管理の徹底を図る。また、令和2年度から施行された改正浄化槽法に基づき、生活環境保全及び公衆衛生上重大な支障がある単独処理浄化槽については、管理者に対して合併処理浄化槽への転換等を指導する。

イ 保守点検業者等に対する指導

保守点検業者等関係業者に対し、法・条例の周知徹底に努める。特に、令和2年度から施行された改正浄化槽法及び県条例に基づき、浄化槽管理士に対する研修会受講義務の徹底を図る。

ウ 浄化槽整備事業の推進

生活排水による公共水域の水質汚濁の防止を図るため、国の循環型社会形成推進交付金、地方創生汚水処理施設整備交付金及び県費補助金を活用し、浄化槽の設置促進に努める。



(浄化槽の使用状況の確認)

(5) 有害化学物質対策

ア ダイオキシシン類対策

ダイオキシシン類対策特別措置法に基づき、地下水、土壌等の常時監視を行う。また、特定施設の届出指導、特定事業場への立入検査を実施するとともに、特定施設の設置者に対し、排出ガス、排出水、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻に含まれるダイオキシシン類の濃度について、毎年1回以上の測定及び測定結果の報告を徹底し、必要に応じ改善指導等を行う。

イ 特定化学物質対策

化管法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）に基づき、対象事業所からの第一種指定化学物質（トルエン・キシレン・ベンゼン等515物質）の排出・移動量の届出指導を通じて、化学物質の排出抑制を図る。

ウ フロン類対策

フロン排出抑制法に基づき、第一種特定製品（業務用冷凍空調機器等）のフロン類の充填及び回収について、登録の事務、回収フロン類の適正処理の指導等を行うとともに、第一種特定製品管理者に義務付けられた簡易点検・定期点検の実施、記録の保存、不良機器への充填の禁止等について、周知・徹底するとともに適切に指導等を行う。また、令和2年度から第一種特定製品の廃棄・処分に関する規制が強化されたことから、解体工事業者、廃棄物処理業者等の関係事業者に対して立入検査を実施し、フロン類の適正処理の徹底を図る。



(使用中のターボ冷凍機)



(廃棄される業務用エアコン室外機)

(6) 景観

県では、市町村が県との協議を経て景観法に基づく景観行政団体となり、独自の景観施策を実施することを推進しており、景観行政団体への移行を管内市町に働きかけていく。

また、景観行政団体となっていない管内市町との連携を密にして「晴れの国おかやま景観計画」に基づき調和の取れた景観形成の推進を図る。

加えて、一定の規模を超える建築物、工作物等に係る大規模行為の届出を指導するとともに、必要に応じて地域の景観に調和するよう指導・助言を行う。

(7) 墓地

地域の実情に応じて、墓地、埋葬等に関する法律及び墓地等の経営の許可等に関する条例に基づいて、墓地等の経営許可を受けようとする者に対して公衆衛生、環境保全、災害防止等の見地から適正な指導を行う。

- ・ 個人墓地の経営許可事務は、平成19年度に全ての市町村に権限を移譲
- ・ 公共及び宗教法人墓地等の経営許可事務は、平成24年度に全ての市に権限を移譲

(8) 環境3条例に基づく施策

環境関係の3条例（岡山県快適な環境の確保に関する条例、岡山県環境への負荷の低減に関する条例、岡山県循環型社会形成推進条例）に盛り込まれた落書き禁止、光害防止、アイドリングストップ、エコ事業所の認定などの各種施策や規制措置等を円滑かつ適切に実施・運用する。

(9) 岡山県環境マネジメントシステムの運用

岡山県独自の環境マネジメントシステムをP D C Aサイクルにより管理し、県の事務事業による環境への負荷の低減に努める。

(10) 特定外来生物ヒアリに対する対応

ヒアリが確認された場合は、岡山県ヒアリ対応マニュアルに基づき情報の迅速な伝達・収集に努めるとともに、施設管理者、国（環境省）、県（自然環境課）等が行う周辺調査や定着・拡散防止措置に協力する。

3 廃棄物対策の推進

近年の廃棄物を取り巻く情勢は、発生量の増大と質の多様化に加えて、廃棄物処理に対する不安感などから住民の理解が得られず、処理施設や最終処分場の確保が難しくなっている。また、不法投棄等の不適正処理事案も発生しており、引き続き確実な適正処理の推進が引き続き求められている。

このような状況のもと、廃棄物処理法の改正等による規制の強化とともに、廃棄物の排出抑制、再生利用等による減量化の促進、適正処理の確保、廃棄物処理施設の計画的整備等を総合的に行うことがより一層重要となっている。

(1) 産業廃棄物の適正処理

ア 関係法令の周知徹底

循環型社会形成推進基本法を中心に廃棄物のリサイクルに関連する各種の法令が整備されてきていることから、こうした制度や各種基準の遵守について一層の周知徹底を図る。

イ 産業廃棄物排出事業者の指導

産業廃棄物の適正処理のためには、排出事業者処理責任の原則の徹底が不可欠である。そのため、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物管理票制度等の適切な運用を排出事業者に指導し、産業廃棄物の適正処理を推進する。さらに、多量排出事業者に対しては、廃棄物処理計画の策定及び実績の報告義務が課せられており、この制度を活用して、発生抑制、再資源化等を促進する。



産業廃棄物管理票（マニフェスト）



産業廃棄物の保管（排出事業者）

ウ 産業廃棄物処理業者・処理施設の許可指導

廃棄物処理法等の規制基準に基づき厳正な審査を行うとともに、岡山県の独自制度である「事前協議制度」の活用により、関係法令との整合や地元市町等関係機関との連携を図りながら、円滑な事務の推進に努める。



産業廃棄物焼却施設



産業廃棄物処理施設（破碎施設）

エ 不適正処理対策

処理業者・処理施設等への立入検査を計画的に実施し、業者指導を徹底するとともに、収集運搬車両の路上検査、ヘリコプターによる上空監視、県民局及び地域事務所に配置している産業廃棄物監視指導員によるパトロール、民間警備会社による休日・夜間のパトロール等により不適正処理の早期発見、早期是正に努める。

また、不法投棄等不適正処理事案ごとに、関係市町、関係機関等と情報を共有し、連携を密にして迅速かつ適切に対応することにより、早期の解決及び不適正処理の拡大防止を図る。



運搬車両の路上検査



違法行為容疑車両の追跡

オ 建設リサイクル

建設リサイクル法に基づき、必要に応じて建設部及び関係市と連携して立入検査を行い、工事受注者に対して適正な再資源化等の実施を指導する。



解体現場への立入検査



特定建設資材廃棄物の再資源化

カ 自動車リサイクル

自動車リサイクル法に基づき、引取業者、フロン類回収業者、解体業者等関係事業者を指導するとともに、県民に対する広報等、適正な法施行に努める。



使用済自動車保管場所



フロン類回収装置

キ PCB廃棄物の適正処理等の指導

岡山県内のPCB廃棄物について、「岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づく適正な処理体制を確保するとともに、PCB廃棄物の保管事業者に

対し、適正な保管及び処分を指導する。

P C B 廃棄物の保管状況等の届出について関係事業者を指導するとともに、立入検査を行い、適正な処分及び処分されるまでの間の適正な保管を指導する。



コンデンサ



蛍光灯安定器

(2) 一般廃棄物の適正処理

ア ごみ処理広域化の推進

処理技術の進歩等を踏まえて令和4年3月に策定した「第5次岡山県廃棄物処理計画」に基づき、広域ブロックが実施する基本計画や実施計画の策定、処理施設の整備に関して技術的な助言を行う。

イ 一般廃棄物処理計画の策定及び適正な処理の推進

一般廃棄物の処理は、実施主体である市町村が長期的な方針である処理基本計画と各年度における実施計画に基づき実施することとなっていることから、当該計画の策定と適正な処理が行われるよう技術的な助言を行う。

ウ 一般廃棄物処理施設の計画的な整備及び適正な維持管理の推進

一般廃棄物処理施設は、一般廃棄物の適正処理に不可欠であることから、管内市町・組合に対し施設の計画的更新等について技術的な助言を行うとともに、施設の適正な維持管理、ばい煙や放流水の定期的な検査の実施を指導する。

また、ごみ処理広域化の進捗状況を考慮しつつ、リサイクルを推進するため必要なリサイクルセンターやストックヤード等の再生利用施設の整備、近隣の市町村が連携して廃棄物の処理を実施する広域処理施設の整備等について助言する。

なお、ごみ焼却施設等の長寿命化及び温暖化防止対策を推進するため、基幹的設備改良に対する国の交付金制度の適切な活用と設備改良に関する技術的な助言を行う。



一般廃棄物最終処分場



同左（浸出液処理設備）

エ リサイクルの推進

(ア) 容器包装リサイクル法、プラスチック資源循環法等への対応

管内の各市町は、令和4年度に策定した第10期分別収集計画（令和5年度～令和9年度）に基づき、容器包装に係る分別収集を実施することとしており、また、令和4年に施行されたプラスチック資源循環法により市町村はプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に必要な措置を講じるよう努めるとされたことから、分別収集や再商品化が円滑・適正に実施されるよう各市町に対し技術的な助言を行う。

なお、循環型社会の形成に向けて、再生品の使用を促進するエコ事業所認定制度を推進する。

(イ) 家電リサイクル法等への対応

家電4品目（テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯・乾燥機）及び小型家電（携帯電話、デジタルカメラ等の28品目）の円滑なリサイクルが行われるよう管内市町の取組の推進について適切な助言を行う。

また、有害使用済機器（家電4品目及び小型家電）の保管等を行う業者には、県への届出や保管基準の遵守等が義務づけられており、管内市町と連携し指導を行う。

Ⅲ 各部（所）の業務の概要

税 務 部

[税 務 部]

基本方針

「岡山県行財政経営指針（令和3年3月版〔計画期間R3～R6年度〕）」において、税務部門では、県税収入率について「令和元年度の収入率99.0%の維持」を今後の目標に掲げ、納税機会の拡大を図るなど、県税収入の確保に取り組むこととしている。

令和3(2021)年度の県税収入率は99.1%と上記目標を達成できており、滞納額縮減の継続的な取組の成果は着実に現れている。

一方、原油高等による物価の高騰が続く中で、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の対策と社会経済活動の維持を両立できるよう、3年目を迎える「第3次晴れの国おかやま生き生きプラン」を総合的、効果的に推進するためには、我々税務職員には、これまで以上に歳入確保のための努力が求められるところである。

こうした点を踏まえ、主要施策について課・班単位で具体的な取組を定め、「顧客重視」、「コスト意識」、「スピード感」の3つの視点を常に意識して業務の遂行に当たるよう努めるとともに、職員に対し次の基本姿勢に基づいた対応を行うよう徹底する。

〈基本姿勢〉

- ① 職員一人ひとりが各々の納税者等の立場・状況に配慮し、丁寧で分かりやすい対応に努める。
- ② 県民の信頼や税負担の公平性を確保するため、公平・適正な課税に努める。
- ③ 納税意識の希薄な滞納者に対しては、滞納処分を迅速、かつ厳格に執行する。
- ④ 個人情報取扱いについては、情報漏えいした場合には納税者に多大なる不利益を及ぼすこととなるため、情報管理に万全を期する。
- ⑤ 業務の遂行に当たっては、法令等の根拠に基づき的確に対応する。
- ⑥ 新型コロナに関連する事象については、迅速かつ柔軟に対応する。

以上の基本的な考え方に沿って、令和5年度の税務部の主要施策を次のとおりとする。

主要施策

1 適正課税の推進

(1) 個人事業税

国税とのデータ連携（所得税申告書の電子データによる提供）や個人事業税審査シート活用システムにより事務処理の適正化、効率化を図る。データ連携では提供されない添付資料等については、個別収集を早期に行うなど、迅速かつ的確な事務処理に努める。

また、随期の大口事案については、滞納繰越を防止するため、収税部門と連絡を密にして早期課税に努める。

(2) 法人関係税

課税漏れの防止を図るため、設置届未提出法人については、会計年度任用職員を活用し、求人情報や広告等を端緒とした対象法人の把握及び適正な申告の指導に努める。未申告法人については、税務署及び市町と連携した効率的な調査を行う。

また、法人関係税を牽引する人材の育成を図るため、職員から選任した「外形調査選任者」が中心となって行う実地調査に重点を置いた効率的な外形標準課税調査の実践や、「専門講師」が行う質の高い専門研修等の開催を通じ、調査能力の向上や専門知識の習得等に努める。

(3) 不動産取得税

家屋評価については、固定資産税を所管する市町との役割分担の下、連携し適正かつ迅速な事務処理に努める。専門的知識を必要とする家屋評価業務の簡素化・平準化を進めることで、事務の省力化を図るとともに、人材の育成に努める。

市町からの通知に基づく不動産の取得に対する課税は、通知の遅延や誤りが生じないように市町を訪問するなど、市町と連絡を密にするとともに、複数の者による厳重なチェック及び課税根拠の随時確認を実施し、課税誤りの防止に努める。

また、法務局から通知される登記データの活用などによる課税作業のデジタル化を検討し、正確かつ効率的な事務処理を目指す。

(4) 軽油引取税、ゴルフ場利用税及び産業廃棄物処理税

軽油引取税については、軽油流通システムを活用し、課税済軽油の数量や流通経路等の申告内容の精査に努めるとともに、免税軽油について、申請者の利便性に配慮しつつ、申請時の審査や指導の徹底により用途外使用の防止など制度の適正運用を図る。

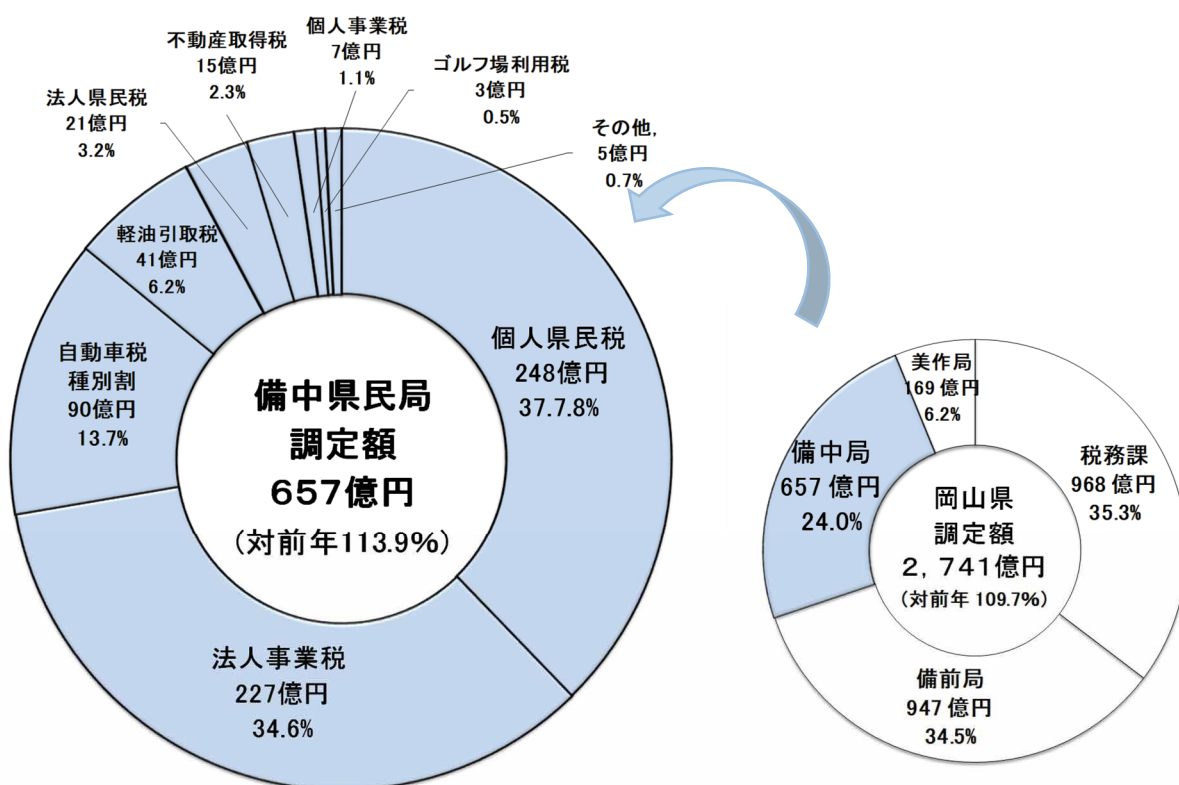
また、調査業務を担当する間税調査班（備前県民局本務）と連携し、事業所の燃料タンクからの抜取調査等による不正軽油の流通防止を図るとともに、軽油申告内容、ゴルフ場利用者数、最終処分場への廃棄物搬入量などの実地調査を積極的に実施し、適正申告の確保を図る。

(5) 自動車税種別割

恒久減税やグリーン化税制等に的確に対応するとともに、定期課税の繁忙期には部内協力体制を整え、円滑かつ効率的な事務処理に努める。

課税免除や減免手続きに係る適正な審査を行う。特に件数の多い身体障害者等に対する減免手続きについては、対象者への丁寧な説明に努めるとともに、迅速かつ適正な事務処理を行う。

〈令和4年度調定額（現年課税分）〉 （R5.3末現在）



2 徴収対策の強化

(1) 人材の活用と進行管理の徹底

滞納処分を迅速に行うため、県税滞納調査員や徴税短時間勤務職員などの人材の有効活用を図るとともに、税務システムを活用した管理・監督者による進行管理を徹底する。

(2) 単年度整理の徹底

現年課税分、特に個人事業税及び自動車税種別割の滞納については、早期着手、早期完結に取り組み滞納繰越の防止と新たな滞納発生を抑制する。

(3) 滞納整理の強化

納期内納税者との公平確保と収入率向上、滞納額の縮減に向けて、引き続き差押え等の処分を厳格に執行する。

財産調査については、預貯金等の債権のみならず動産、不動産及び自動車など幅広く実施することはもとより、財産が判明した場合は、迅速・効果的に差押え及び公売・取立てを行い、調査の結果、担税力が喪失している者については、滞納処分の執行停止などの徴収の緩和措置を講じる。

なお、収入があると見込まれるものの財産の把握が困難な滞納者については、必要に応じて捜索を行う。



タイヤロックの実施



差押車両の搬出

(4) 滞納整理強化月間の設定

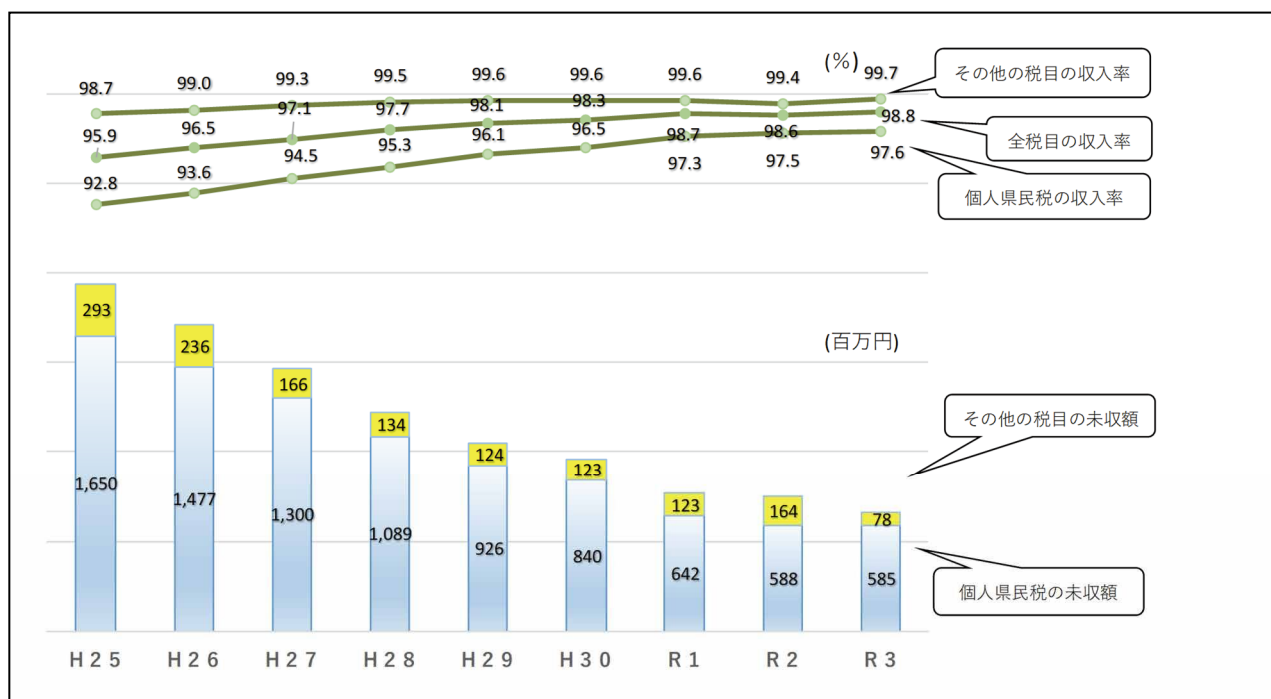
滞納額の縮減を効率的に進めるため滞納整理強化月間を設定し、取組の目標を明確にした上で、集中的な滞納整理を行う。

(5) 課税と収税事務の連携

収入率の向上及び滞納額の縮減を図るためには、収税部門のみならず、課税部門の協力が不可欠であり、課税部門は納税者から説明を求められた場合にあっては、理解が得られるよう丁寧な対応に努めるとともに、収税部門へ的確に情報を提供するなど、収税部門及び課税部門は、十分に連携を図り、徴収及び賦課事務が円滑に行われるように努める。

〈備中県民局の収入率・未収入額の推移〉

— 現年・繰越計 —



(未収入額：百万円、収入率：%)

区 分		H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3
未 収 額	個人県民税	1,650	1,477	1,300	1,089	926	840	642	588	585
	その他の税目	293	236	166	134	124	123	123	164	78
	計	1,943	1,713	1,466	1,223	1,050	963	765	752	663
収 入 率	個人県民税	92.8	93.6	94.5	95.3	96.1	96.5	97.3	97.5	97.6
	その他の税目	98.7	99.0	99.3	99.5	99.6	99.6	99.6	99.4	99.7
	計	95.9	96.5	97.1	97.7	98.1	98.3	98.7	98.6	98.8

3 個人県民税の徴収支援

県税の滞納額の約7割（備中県民局では約9割）を占めている個人県民税は、個人市町民税とともに市町が賦課徴収していることから、県と市町が連携して徴収対策に取り組む。

(1) 市町との連携

ア 市町の幹部職員との情報共有

管内市町長事業説明会等の場を活用し、個人住民税（個人県民税・個人市町民税）の現状や取り組むべき課題を市町長・幹部職員と共有する。

イ 特別徴収の徹底

市町と連携し、事業所に対し個人住民税の特別徴収を徹底する。

(2) 市町の徴収力強化

ア 市町の徴収支援の取組

県、市町村共通の課題である個人住民税の徴収対策について、管内市町との相互併任により、必要な支援を行う。

県から市町への併任派遣では、それぞれの市町の状況に応じた助言や研修等を行うことにより、市町職員の徴収技術の向上に努める。

あわせて、住民税の困難案件について県民局で地方税法第48条による徴収の引継ぎを受けて滞納整理に当たるとともに、市町から県への併任派遣職員の実務研修の場とする。

イ 県民局に個人住民税徴収支援チームを設置

引継事案の迅速な滞納整理を実施し、市町への積極的な助言を行い、滞納整理のノウハウの継承及び安定的な滞納整理の支援を行う。

ウ 滞納整理研修会の開催

滞納処分等に係る実務的な内容で実施する。



行政と滞納者側に分かれロールプレイング



搜索実務（自動車のタイヤロック）

4 人材の育成と職員研修

(1) 個人情報漏えい防止の徹底

税務職員は、地方税法第22条の規定等により厳格な守秘義務が課されていることから、個人情報の取扱いには万全を期する。

また、マイナンバーの利用に伴う特定個人情報の取り扱いやDV等支援措置対象者への特別な配慮措置等の重要性について、従来の個人情報も含め、職場会議や研修等あらゆる機会を通じて適正管理を徹底する。

(2) 職員研修による人材育成と税務システムの充実

多様化する県民ニーズや複雑化する税務行政に対応するため、より効率的で質の高い組織へ転換する必要があることから、全国規模の外部専門研修を積極的に受講させるとともに、派遣研修を受講した職員、国税OB職員等を講師とする職場内研修を実施するほか、実務を経験した職員が自ら講師となり、事例を基に研修を実施するなどにより、職場全体の資質向上を図る。

また、税務システムを有効に活用するため、税務課が行うシステム研修には職員を積極的に受講させるとともに、システム改修要望について積極的に声を上げ、税務事務全般のさらなる効率化を図る。

5 税務広報の推進

(1) 税務広報の実施

ホームページその他県民局広報媒体はもとより、税務署や市町との連携、関係団体への情報提供、申告書・納税通知書とともにリーフレットを送付するなど、あらゆる手段を活用し、税務広報に努める。

また、令和5年度から自動車税種別割の地方税統一QRコードによる電子納税が可能になったことから、多くの納税者に利用されるような周知広報を行う。

〈重点広報事項〉

- ・ 自動車の適正な登録
- ・ 不正軽油防止
- ・ 自動車税種別割の納期内納付の推進
- ・ 多様な納付方法（コンビニ納付、スマートフォン決済、クレジット納付、インターネットバンキング、口座振替納付）
- ・ 個人住民税特別徴収の徹底
- ・ 県税の申請・申告書等へのマイナンバーの記載
- ・ 地方税共通納税システムが稼働した eLTAX(エルタックス)の利用促進
- ・ 納税証明書の電子申請

(2) 租税教育の推進

次代を担う児童生徒に対し、税の意義や役割を正しく理解してもらうため、地区租税教育推進協議会を中心に、学校や税務署、市町、税理士会等と連携し、租税教育資材を配布するとともに、小中学校で開催される租税教室に職員の講師派遣や優れた租税作品への県民局長賞の授与など租税教育の推進に努める。



租税教室 授業風景（倉敷市内の小学校6年生クラス）

Ⅲ 各部（所）の業務の概要

健康福祉部、備中保健所・備北保健所

[健康福祉部、備中・備北保健所]

基本方針

「第3次晴れの国おかやま生き生きプラン（令和3（2021）年度～令和6（2024）年度）」及び「第2期おかやま創生総合戦略（令和3（2021）年度～令和6（2024）年度）」に基づき、県政の基本目標である全ての県民が明るい笑顔で暮らす「生き生き岡山」、安心して暮らしやすい備中地域を目指して、人口減少社会の中での発展に向け、市町をはじめとする様々な主体と連携し、保健、医療、福祉に関する取組を推進する。

以上の基本方針に沿って、令和5年度の備中県民局健康福祉部、備中・備北保健所の主要施策を次のとおりとする。

- 1 地域における医療提供体制の整備
- 2 地域包括ケアシステムの深化
- 3 心と体の健康づくりの推進
- 4 障害のある人・生活に困窮する人に対する支援
- 5 子ども・子育て支援の充実・強化
- 6 生活衛生対策の推進等

主要施策

1 地域における医療提供体制の整備

全ての県民が生き生きとした生活を送れるよう、良質な保健医療サービスが効率良く提供される体制を構築するため、「第8次岡山県保健医療計画（平成30(2018)年度～令和5(2023)年度）」を地域の実情を踏まえながら推進する。特に、令和7(2025)年の医療需要を見込み、過不足のない医療提供体制を構築するための施策を盛り込んだ「地域医療構想」に基づき、地域医療構想調整会議を通して、医療機能の分化と連携を促進する。

また、第9次岡山県保健医療計画（令和6(2024)年度～令和11(2029)年度）に地域の課題や対策を反映させるため、県民局管内の二次保健医療圏ごとに医療対策協議会を開催する。

(1) 地域医療構想の推進

地域医療構想調整会議において、関係者が、将来あるべき医療提供体制の構築を目指して、地域の病院及び有床診療所が担うべき病床機能に関する協議を行うことにより、医療機能の分化と連携を促進する。



地域医療構想調整会議

(2) 災害時における医療の確保

近い将来の発生が予想される南海トラフ地震等大規模災害や、豪雨災害等の局地災害発生時に必要な医療が確保されるよう、各圏域の救急医療体制推進協議会での協議を進めるとともに、国の広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用した災害時訓練等を通じて、関係機関・団体相互の連携及び情報共有体制を強化する。



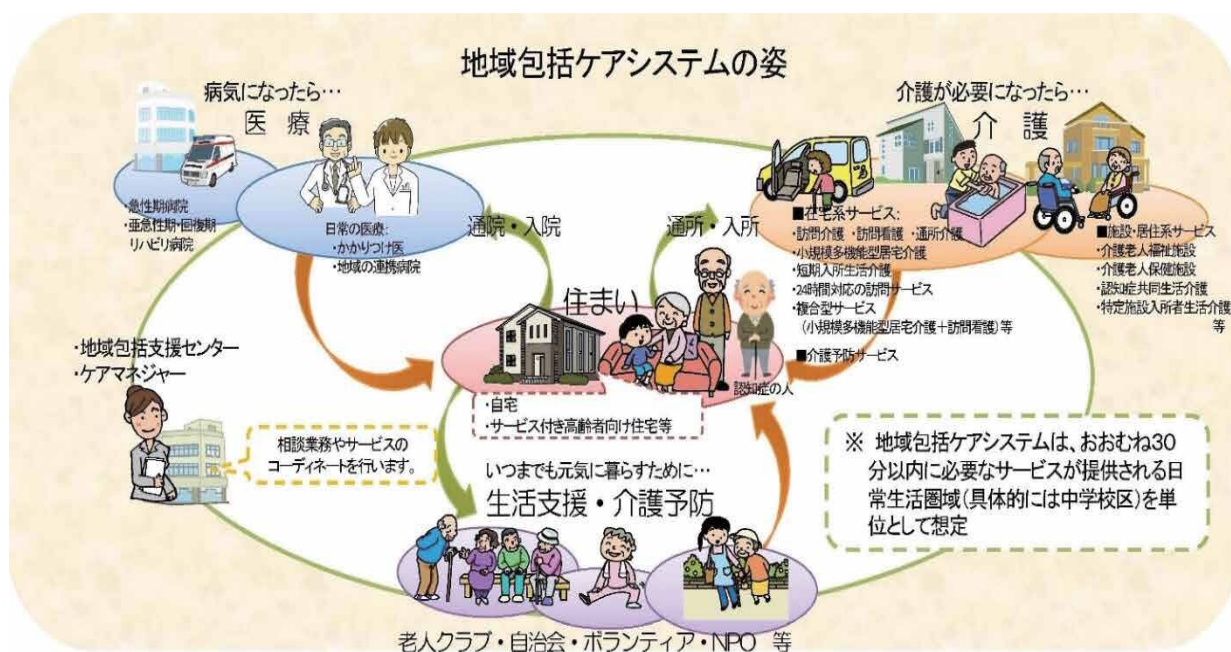
圏域救急医療体制推進協議会

2 地域包括ケアシステムの深化

「第8期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）」に基づき、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援（生活支援）が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を進める市町を支援する。

また、それぞれの地域で福祉・介護等のサービスが適正に提供されるよう、社会福祉法人、社会福祉施設、介護保険サービス事業者、障害福祉サービス事業者等を指導・支援する。

さらに、市町が第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）を円滑に策定できるよう支援する。



(1) 地域医療・介護連携の推進

要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送ることができるよう、市町や医師会等の関係機関と連携して、医療、看護、介護を担う多機関・多職種による医療・看護・介護の連携を促進するための会議を開催し、地域医療・介護の体制づくりを推進する。

また、地域の医療・介護関係者による切れ目のない支援が実施できるよう、入退院ルールや情報共有シート等の活用を促進する。

(2) 市町への支援等

ア 介護予防・生活支援の充実

介護予防や生活支援サービスへの多様な担い手の参画を促進するため、地域における介護予防等の取組を地域住民、NPO等とともに考えるワークショップを開催する。



「通所付添サポート事業」
 出発式(笠岡市)

また、自力での外出が困難な高齢者に住民ボランティアが付き添い、地域の通いの場への参加を手助けする「通所付添サポート事業」の普及など、市町の取組を支援する。

イ 認知症施策の推進

認知症の人本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みであるチームオレンジの整備や、本人の意見を重視した施策に取り組む市町に情報提供するとともに、市町及び地域包括支援センターの職員等を対象とした認知症に関する研修会を開催する。

また、市町及び「認知症の人と家族の会岡山県支部」とともに、認知症介護家族交流会を開催し、認知症の人とその家族の支援体制の強化を図る。



管内市町認知症研修会

ウ 介護給付の適正化

居宅サービスの利用者が真に必要とする過不足のないサービスの提供と限られた資源・財源の効率的な活用との両立が図られるよう、保険者（市町）を対象に介護給付適正化研修会を開催する。

また、介護保険事務の適正かつ効率的な運営を促進するため、保険者に対する事務点検等を実施する。

エ その他

令和5年度は、第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定年度であることから、市町に対し情報提供やヒアリングの実施などにより、円滑な計画策定を支援する。

(3) サービスの質の向上

社会福祉法人・社会福祉施設の適正な運営の確保や適切なサービスの提供、介護保険サービス・障害福祉サービス事業者の育成支援や給付費の適正化を図るため、関係法令等の遵守状況を確認する指導監査や実地指導等を行う。特に、就労継続支援A型事業所に対しては、生産活動に係る事業収入から必要経費を控除した額が賃金の総額以上となる指定基準を満たすよう、指導、支援を重点的に行う。

また、法人・施設や事業者に関する苦情や、虐待・不正請求等に関する通報があった場合は、その内容を迅速に確認するための指導監査や実地指導等を行う。

3 心と体の健康づくりの推進

全ての県民が健康で生きる喜びを感じられる長寿社会の実現を目指し、健康寿命を延伸するため、「第2次健康おかやま21セカンドステージ(平成30(2018)年～令和5(2023)年)」を積極的に推進するとともに、市町の健康増進計画やデータヘルス計画等が効果的に推進できるよう、関係機関と協働して市町を支援する。

また、市町の自殺対策計画の推進を支援するとともに、ひきこもり対策に取り組むなど、心の健康づくりを進める。

さらに、新型コロナウイルス感染症、結核、性感染症などに関し、住民に対する普及啓発や相談対応などを行うことにより、感染の拡大を防止する。

(1) 体の健康づくり

ア 禁煙・受動喫煙防止の推進

健康増進法や県受動喫煙防止条例に基づき禁煙・受動喫煙対策の重要性について周知を図るとともに、適切な禁煙・受動喫煙対策に取り組むよう指導・助言を行うなど、禁煙や受動喫煙防止のための環境づくりを推進する。

イ 生活習慣病の予防と重症化予防の推進

全世代での健康の維持・増進を目指して、がんや糖尿病等の重症化予防に取り組む市町や医師会、健康づくりボランティア等関係機関との連携を強化し、適切な生活習慣の定着を進める。



たばこからの健康影響普及講座



食育（朝食摂取）啓発



愛育委員総会



栄養改善協議会総会

(2) 心の健康づくり

ア 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、保健、医療、福祉、介護、教育、住居、就労等が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を進めるため、各市町への支援を行う。

また、必ずしも入院治療を必要としない精神障害者が、自身の意向に沿って地域で生活ができるよう、精神科医療機関、市町や相談支援事業所等と連携し、地域移行・地域定着のための支援を推進する。



備北地域の地域移行連絡会議



こころの健康づくり講演会

イ 自殺予防

「第3次岡山県自殺対策基本計画（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）」及び市町自殺対策計画に基づき、地域におけるネットワークの強化や人材の育成、住民への普及啓発等、市町の取組を支援する。

また、自死遺族に対して、県民局ごとに設置している「わかちあいの会」を備中保健所で定例開催する。

ウ ひきこもり等の対策

不登校やひきこもり状態に悩む当事者や家族が、必要ときに相談し支援が受けられるよう、思春期・ひきこもり相談や個別ケア会議等を実施するとともに、市町が行う研修や会議などの機会を通じて、市町が行うひきこもり対策を支援する。

(3) 感染症対策の推進

ア 新型コロナウイルス感染症対策

令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症が感染症法の位置づけを5類感染症とする方針が示されている。変更後は、現在保健所で実施している積極的疫学調査、入院措置・勧告、健康観察等は終了するが、地域の医療機関等と連携した医療体制の確保、発熱時等の受診相談や、陽性判明後の体調急変時の相談対応などは引き続き実施する。また、高齢者施設等に対する感染予防研修や、クラスター発生時の感染拡大防止などの支援も継続する。



地域医療体制に係る会議



高齢者施設での感染対策指導

イ 結核対策

結核の再発や薬剤耐性結核菌の出現を防ぐため、「岡山県結核予防計画（令和5（2023）年度～令和9（2027）年度）」に基づき、連携ツールである「岡山晴れ晴れDOTS手帳」を活用し、潜在性結核感染症を含めた全ての患者の服薬支援を行う。



ウ その他の感染症対策

HIV感染者やエイズ患者、梅毒などの性感染症患者が増加傾向にあることから、街頭啓発や学校での出前講座による正しい知識の普及啓発を行うとともに、相談や検査を実施する。

なかでも、梅毒については、早期診断・治療が極めて重要であることから、検査や治療が受けやすい体制の構築を進めるとともに、若年層を中心とした適切な情報提供等により、感染拡大の防止を図る。

(4) 難病対策

特定医療費（指定難病）に係る申請（新規・更新）等の機会を捉えて患者及びその家族のニーズを把握し、医療や介護等の関係機関との連携により必要な支援を行うとともに、保健師による家庭訪問や、難病医療福祉相談会、患者家族の集い、在宅療養支援計画策定評価事業等を実施することにより、難病患者の生活の質（QOL）の向上を図る。

4 障害のある人・生活に困窮する人に対する支援

「第4期岡山県障害者計画（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）」及び「第6期岡山県障害福祉計画・第2期岡山県障害児福祉計画（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）」に基づき、全ての県民が障害の有無にかかわらず共生する社会の実現を目指す。

また、生活保護法及び生活困窮者自立支援法に基づき、生活に困窮する人の自立促進を図る。

(1) 障害のある人に対する支援

ア 市町等への支援

市町村障害福祉計画・障害児福祉計画の着実な推進を支援するため、市町及び地域自立支援協議会に対して情報提供や助言等を行う。

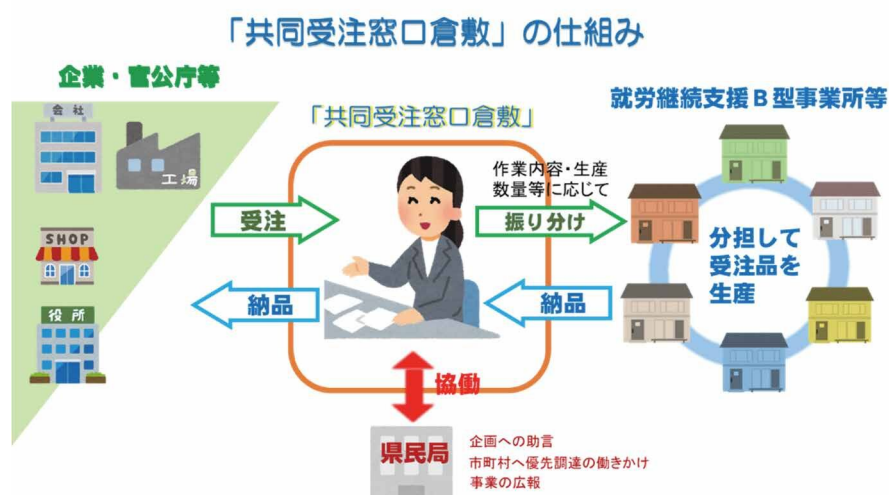
また、心身障害者医療費の公費負担や、特別障害者手当等の支給により、障害のある人の生活を支援する。

イ 就労支援の充実

県民局独自の取組により、障害のある人の就労の促進や工賃の向上を支援する。

【共同受注窓口倉敷】

就労継続支援B型事業所等の地元企業等からの受注機会の拡大が図られるよう、NPO法人が行う共同受注窓口の運営の取組を支援する。（令和2（2020）年度～提案型協働事業）



【農福連携推進事業】

管内における「農福連携」の普及拡大を目指して、農林水産事業部等と連携・協力し、キャンペーンの実施や研修会・交流会・農場見学会の開催等により気運の醸成を図るとともに、農福双方のニーズのマッチングに取り組む。

(2) 生活に困窮する人に対する支援

ア 生活保護の適正実施

早島町、里庄町及び矢掛町を所管する福祉事務所として、被保護者の最低限度の生活の保障及び自立の助長を行う。要保護者からの申請に対しては、迅速な決定を行うとともに、保護の実施に当たっては、漏給防止及び濫給防止を基本とし、訪問や各種の調査の実施により不正受給等の未然防止に努める。

イ 生活困窮者の自立支援

コロナ禍や物価高騰による生活への影響が深刻化する中、生活困窮者自立相談支援機関として、相談支援員・就労支援員が中心となり、生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、生活相談、就労支援、住居確保給付金の支給等により、自立を支援する。

5 子ども・子育て支援の充実・強化

「岡山いきいき子どもプラン 2020（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）」に基づき、全ての子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを目指すとともに、妊娠、出産、子育て期に沿った切れ目のない支援ができるよう、市町と連携し母子保健を推進する。

また、子育て期においては、保育サービスの充実や、子ども虐待の防止、ひとり親家庭に対する支援など、子どもたちが健やかに育ち、子育てを地域全体で支え応援する社会づくりに取り組む。

(1) 切れ目のない母子保健の推進

市町の母子保健事業の取組状況を踏まえ、必要な支援を行う。また、妊娠期から子育て期までの切れ目のない母子保健を推進するため、産科・小児科・精神科医療機関等との連携を進める。

さらに、妊孕性（妊娠のしやすさ）に関する普及啓発、市町が行う子育て世代包括支援センターの運営や養育困難家庭への介入などについて技術的支援を行う。



未来のパパママ出前講座
(井笠)

(2) 子どもの健全な発育・発達のための体制づくり

子どもの健全な発育・発達が促進できるよう、市町が行う乳幼児健診や相談事業等を踏まえつつ、発達障害の子どもを、確実に専門医療機関や療育につなげるための子どもの健やか発達支援事業を実施する。

また、研修会の開催や自立支援協議会等への参画を通して、市町、教育委員会、保育所・幼稚園、学校と協働しながら、必要な支援が適切に行われる体制の構築を進める。

さらに、小児慢性特定疾患児の相談支援を通じ、日常生活に医療が必要な医療的ケア児への支援体制を市町とともに推進する。

(3) 保育の充実

様々な保育サービスを実施する市町や保育施設に対し、情報提供や研修会等を実施することにより、保育の質の向上を図る。

- ・保育士等を対象とした発達障害児支援研修
- ・保育施設に対する訪問指導



発達障害児支援研修
(実地研修)

(4) 困難を抱える子どもや家庭への支援

ア 子ども虐待防止

(ア) 市町への支援

児童相談所とともに市町を訪問し、市町の現状や課題の把握に努めるとともに、地域全体で課題を共有・検討する場を通じて、市町の子どもの虐待防止の取組の向上を図る。

また、市町の子どもの家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの機能を一体化したこども家庭センターの設置に向けた取組を支援する。

- ・要保護児童対策地域協議会連絡会議の開催
- ・市町要保護児童対策地域協議会への参画
- ・子ども虐待関係業務連絡会議への参画



要保護児童対策
地域協議会連絡会議

(イ) 啓発活動の実施

深刻な社会問題となっている子どもの虐待について、早期発見・早期対応の気運を醸成する必要があることから、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の周知や、啓発資料の配布等を通じて、子どもの虐待の予防啓発に取り組む。

イ ひとり親家庭に対する支援

経済的な問題や子育てに関する悩みなどを抱えているひとり親家庭に対し、子育てと仕事を両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、各種の支援を行う。

- ・ひとり親家庭医療費の公費負担
- ・母子父子寡婦福祉資金の貸付け
- ・児童扶養手当の受給支援
- ・母子・父子自立支援員による就労支援や経済的問題への相談対応



倉敷市と合同で実施した
街頭啓発活動

ウ 子どもの居場所づくりの推進

貧困の連鎖を断ち切り、子ども一人ひとりが夢や希望を持ち未来を切り拓くことができるよう、地域で子どもの居場所づくりに取り組む団体等を支援する。

- ・子どもの居場所づくり支援事業

(5) 備中子育て晴れの国づくり推進事業

管内の子育てに関わる様々な人たちがつながり合い、支え合い、高め合いながら、地域全体で次代を担う子どもたちを育む「備中子育て晴れの国づくり」を推進する。

ア 困難な家庭環境にある子どもへの支援

親のメンタルヘルスの問題等により、困難な家庭環境にある子どもの育ちを地域で支えるため、地域子育て支援拠点の支援員や保育士などの子育て支援者を対象に、支援に必要な視点を身に付けるための研修会を開催する。

イ 備中子育て晴れの国交流会の開催

管内の子ども・子育て支援に関わる様々な人たちが出会い、子育てをめぐる喫緊の課題について情報交換し学び合える交流会を開催することにより、支援者のスキルアップや地域を越えた幅広い子育て支援のつながりづくりを推進する。

ウ 「おかやま子育てカレッジ」への支援

備中地域から始まり、地域の子育て支援に重要な役割を果たしている「おかやま子育てカレッジ」(管内6箇所)について、各実行委員会への参画などにより活動を支援するとともに、情報・意見交換を行う会議を開催し、カレッジ活動のレベルアップを図る。

- ・「備中子育てカレッジネットワーク会議」の開催
- ・おかやま子育てカレッジ地域貢献事業費補助金による支援



備中子育て晴れの国交流会
(第1回)



備中子育て晴れの国交流会
(第2回)

6 生活衛生対策の推進等

食品衛生法に基づき作成された「岡山県食品衛生監視指導計画」に沿って、食の安全・安心対策を推進するとともに、生活衛生営業の衛生を確保する。

また、医薬品医療機器法に沿った医薬品の安全確保対策等を積極的に推進する。

(1) 食の安全・安心の推進

ア HACCPに沿った衛生管理の徹底

令和3(2021)年6月に食品衛生法が改正され、原則全ての食品等事業者がHACCP(※)に沿った衛生管理が義務づけられており、継続的に実施されていることを監視指導により徹底する。また、漬物製造や魚介類販売業(かき処理業)など、新たな営業許可・届出制度の周知徹底を図る。

(※) 特に重要な管理を行う必要がある工程を重要管理点と定め、これが遵守されているかどうかを継続的に監視することにより、製品のより一層の安全性を確保する衛生管理手法で、食品の衛生管理の国際標準となっている。

イ 食中毒の発生防止対策

食品に起因する事件や事故の発生を予防するために、食品取扱施設を対象とした監視指導や流通する食品の試験検査を実施する。また、食の安全と安心を確保するため、食品衛生月間のキャンペーン等を通じて、消費者・事業者とのリスクコミュニケーションを実施する。

管内には、特に全国にも流通する大型の食品製造施設が多いことから、食品衛生監視機動班による重点的な監視指導を実施し、一層の安全確保を図る。



食中毒防止キャンペーン出発式



保育園での手洗い講習会

(2) 生活衛生営業の衛生確保等

ア 生活衛生営業施設等の衛生確保

水道施設並びに公衆浴場、旅館、理容所、美容所及びクリーニング所等生活衛生営業施設の衛生が確保されるよう監視指導を実施する。

イ 公衆浴場・旅館におけるレジオネラ対策

公衆浴場や旅館等の循環式浴槽に起因するレジオネラ症が全国で発生していることから、計画的に採水検査を含めた立入指導を実施し、設備の定期清掃や温度管理の徹底等発生防止対策を指導する。

(3) 医薬品等の安全確保

ア 薬事等監視指導

薬局や医薬品販売業、医療機器販売業・貸与業、毒物劇物販売業等の医薬品・医療機器、毒物劇物の販売や譲渡等について、適切な取扱いや管理が図られるよう監視指導を実施する。

イ 薬物乱用防止の啓発

覚醒剤等薬物乱用防止指導員地区協議会（倉敷・井笠・高梁・新見）を中心としたヤング街頭キャンペーンの実施、小・中・高校生等を対象とした薬物乱用防止教室の開催や、「薬と健康の週間事業」等での啓発パネルの展示等を通じ、薬物乱用防止を積極的に推進する。



ヤング街頭キャンペーン



薬物乱用防止教室

ウ 献血の推進

献血者の確保を図るため、管内市町及び血液センターと連携した「愛の血液助け合い運動」や若年層に向けた「はたちの献血キャンペーン」等の広報活動を実施する。

Ⅲ 各部（所）の業務の概要 農林水産事業部

〔農林水産事業部〕

基本方針

本県の農林水産業は、県民生活に必要不可欠な食料の供給だけではなく、その生産活動を通じて県土保全や水源のかん養等の多面的な機能を有しており、「生き生き岡山」の実現に向けた本県の持続的な発展の基盤となる役割を担っている。

一方、農山漁村では、担い手の高齢化や人口の減少、これに伴う農地の減少や経営管理のできない森林の増加といった事態に直面しており、今後もこうした傾向が続けば、農林水産業の基盤が損なわれ、地域コミュニティが衰退するなど、県土の均衡ある発展に支障を来しかねない。

また、野生鳥獣による被害が常態化しており、米価の低迷も相まって担い手の生産意欲を低下させる要因となっているほか、地球温暖化に伴う農林水産業への影響や異常気象による大規模自然災害の増加なども懸念される状況にある。加えて、コロナ禍を契機とした生産・消費の変化などへの対応や、国際情勢の悪化や円安に伴う資材や燃油、飼料の価格高騰対策も喫緊の課題となっている。

このような中、備中県民局では、ウィズコロナも見据え、各市町や農林水産関係団体と連携しながら、県政の羅針盤となる「第3次晴れの国おかやま生き生きプラン」や、本県農林水産行政の基本計画である「21おかやま農林水産プラン」に掲げる施策を積極的に進め、儲かる農林水産業の確立を目指す。



©岡山県「ももっち」と「うらっち」

主要施策

I マーケティングの強化とブランディングの推進

1 儲かる水田農業の推進

南部では、水稻と麦・大豆、中北部では夏秋トマト・りんどう等園芸作物や畜産経営と組み合わせるなど、地域の特色に応じた水田農業が展開されており、水田のフル活用による儲かる農業の推進に取り組んでいる。

(1) 需要に応じた売れる主食用米の生産

7年連続「特A」を取得した「きぬむすめ」、業務用米として人気の高い「アケボノ」、「朝日」など、需要に応じた売れる米づくりや、さらなる食味向上の取組を進める。



自動操舵トラクター

(2) 水田のフル活用による所得の向上

ア キャベツ・たまねぎ等の業務需要の拡大が見込ま

れる野菜の産地育成を図るなど、収益性の高い作物への転換を促進するとともに、麦や大豆、地域振興作物等の需要に応じた生産を進める。

イ 耕種農家、畜産農家、コントラクター(飼料収穫受託組織)等の連携強化により、飼料用米、WC S用稲等の作付を推進し、農業経営の安定を図る。

(3) 水田農業を支える担い手の確保・育成

認定農業者や集落営農組織等担い手への農地集積・集約化による規模拡大のほか、ドローンや自動操舵システム等スマート農業技術の導入、鶏糞等の活用による化学肥料の低減等を促進し、省力・低コスト化による収益力のある経営体の育成を図る。

2 高品質な果樹・野菜・花きの供給力の強化

管内では、地域の特色や自然条件を生かして、「くだもの王国おかやま」を代表する桃、マスカット・オブ・アレキサンドリア、ピオーネなどの果樹に加え、県内有数の産地であるトマト、ごぼう、れんこんなどの野菜、スイートピー、りんどうなどの花きといった高品質で市場ニーズの高い園芸品目が栽培されており、生産出荷体制の強化やブランド化の取組を進めている。

(1) 果樹

ア まとまった優良産地の拡大を図るため、関係機関と連携し、「ハイブリッド産地育成推進事業」や「Next産地づくり」の取組を進める。

イ 桃では晩生品種(白皇、恵白等)の作付け拡大、ぶどうでは作型(加温、簡易被覆等)の組み合わせによる長期安定出荷体制の確立を図る。



晩生品種(白皇)の導入

(2) 野菜

ア トマトやいちご（晴苺）等の施設野菜では、高品質安定生産技術の普及やハウス等生産施設の整備を支援し、生産拡大を図る。

イ 業務需要が見込まれるキャベツやたまねぎ等の露地野菜については、集落営農や農業法人を中心に、スマート農業技術の普及を進め、省力化を図ることにより産地規模の拡大を推進する。



業務用野菜の栽培

(3) 花き

ア スイートピーでは、環境制御技術の導入促進や染め品種の開発により、消費者や実需者のニーズに応じた生産を推進し、販売力の強化を図る。

イ りんどうでは、新規就農者の確保や本県オリジナル品種の導入により、産地規模の拡大を図る。



スイートピーの染め品種

3 儲かる畜産業の推進

管内では、「千屋牛」、「備中牛」に代表される肉用牛飼育をはじめ、酪農、養豚、養鶏など多様な畜産業が、大規模な法人や中小規模の家族経営により展開されており、関係市町等と連携し、生産基盤やブランド力の強化、環境や衛生対策など、儲かる畜産業の推進に取り組んでいる。

(1) 酪農、肉用牛

ア おかやま酪農業協同組合と連携した高品質な生乳の生産指導のほか、生産性向上のための施設や機械等の導入を支援し、儲かる畜産業を推進する。また、笠岡湾干拓地では、笠岡市等と連携し臭気低減対策の取組を推進する。

イ 「千屋牛」、「備中牛」などの生産振興に向け、畜舎整備や能力の高い繁殖雌牛の導入支援や、JAや関係機関と連携した生産指導により発育良好で市場性の高い和牛子牛の生産を推進する。

ウ 畜産経営の生産基盤を維持するためには、国際情勢に左右されない県産飼料の増産が不可欠なことから、関係者と連携し、耕畜連携のマッチング体制の強化を図り、飼料自給率の向上を推進する。



大規模搾乳施設



稲WC S収穫作業

(2) 養豚・養鶏

家畜伝染病が発生した際には防疫措置が円滑に実施されるよう、各市町や関係機関との連携を強化し、訓練や研修会等を実施する。

また、家畜排せつ物の適正な処理と生産される堆肥の流通促進を図るとともに、畜産クラスター事業等を活用し、飼養管理の効率化のための機械・設備の導入を促進する。

4 県産材の需要拡大と持続的な森林経営の推進

ヒノキをはじめとする人工林資源は、本格的な利用期を迎えている一方で、若齢林が極端に少なく、いびつな年齢構成となっている。

また、外国産木材製品等に係るリスクの顕在化に伴い、県産材・国産材への需要が高まっており、「伐って、使って、植えて、育てる」林業サイクルを循環させる施策を推進し、林業の成長産業化と森林の適切な経営管理の実現に取り組んでいる。

(1) 県産材の需要拡大

岡山県県産材利用促進条例及び指針に基づき、市町や林業・木材産業関係者と連携しながら公共及び民間建築物の木材利用促進を図り、県産材需要拡大対策を総合的に実施する。



木づかい提案実証事業

(2) 持続的な林業経営の推進

ア 森林経営管理制度の推進

市町との連携推進会議により、林業経営の集積・集約化や森林所有者への意向調査を行う市町等を対象に、職員研修や技術支援、技術者の確保・育成など総合的に実施する。



市町職員研修会(森林研究所)

イ 少花粉苗木の植替えによる林業サイクルの循環と若齢林の造成

少花粉スギ・ヒノキのモデル林造成を進めるほか、利用期を迎えている人工林において、主伐や利用間伐に伴う伐採跡地に、少花粉苗木による再造林を推進し、若齢林の造成を図る。



少花粉モデル林植樹の集い

ウ スマート林業の推進と林業経営体等の確保・育成

自治体と林業経営体をICTで結ぶ「岡山県森林クラウド」を活用し、業務の効率化と情報共有を図るほか、新たな技術の導入による省力化を図り、収益性を向上させる。

また、スマート林業に対応する林業経営体や新規林業就業者の確保・育成を図り、持続的な森林経営を推進する。



新たな技術研修(GNSS測量)

5 先進的技術の確立・普及と力強い産地の育成及び支援

管内では、南部から北部まで多様な条件を生かし、水田農業が営まれているほか、白桃やぶどう、トマト、スイートピー、りんどうなど、県を代表する産地が形成されており、先進的技術の確立・普及と力強い産地の育成及び支援に取り組んでいる。

引き続き、農業生産や農業経営に関する技術や知識の普及を図ることで、農家所得の向上と安定的で供給力の高い産地づくりを進める。

(1) マーケティング戦略と農産物のブランド力強化

ア 市場ニーズの把握・分析による商品力強化に向けた取組

- ・びほく産ぶどう「美王[®]」、「天空の実り[®]」のブランド力向上
- ・赤い桃の酒「桃赤（ももか）」を活用した産地の知名度向上
- ・スイートピー染品種共同開発による商品力強化

イ 新品種、新品目等の栽培技術の確立と普及

- ・桃の晩生品種の生産拡大
- ・「晴苺」の生産拡大と安定生産
- ・水田活用の加工・業務用野菜の推進

ウ 高品質、安定生産技術の確立と普及

- ・水田農業でのスマート農業技術の普及
- ・水稻の肥料コスト低減技術の確立と普及
- ・シャインマスカット、ピオーネの高品質化
- ・トマトの安定・多収技術の確立
- ・りんどうの安定生産技術の普及

エ 環境に配慮した農業の推進

- ・農薬や肥料の適正使用と環境負荷軽減対策の推進
- ・有機無農薬等、環境保全型農業の推進
- ・GAP（農業生産工程管理）の取組促進



新商品を市場でPR



加工・業務用野菜の推進

(2) 力強い産地の育成及び支援

ア 担い手の確保・育成による生産組織の活性化

- ・新規就農者の確保、早期技術習得・経営安定支援
- ・認定農業者の確保と経営改善計画の達成支援
- ・民間の専門家を活用した経営改善支援

イ 大規模経営体や集落営農組織の育成

- ・農地の集積・集約と水田の有効活用
- ・労働分散と経営規模拡大の推進

ウ 生産体制の強化

- ・園地確保の取組支援

エ 鳥獣害防止対策の推進

- ・イノシシ、サル、カラス等の防護・捕獲対策

オ 気象災害等への迅速な対応

- ・気象変動や災害発生時等の技術支援



ドローンによる湛水直播



新規就農者講習会

6 6次産業化・農商工連携と地産地消等の推進

農林漁業者が行う6次産業化等の取組を推進するため、関係機関で構成する備中地域6次産業化推進ネットワークにおいて、国の総合化事業計画の認定を目指す新規事業者等への支援を行っている。

また、地産地消や都市と農村との交流を推進し、農山漁村地域の活性化及び所得向上に努めている。

○総合化事業計画の策定状況(R5.3月末現在までの累計)

備中県民局管内：41事業者(倉敷市12、総社市6、笠岡市3、井原市3、浅口市3、矢掛町1、高梁市4、新見市9)

(1) 6次産業化・農商工連携の推進

6次産業化に取り組む事業者の増加に伴い、加工技術の向上や衛生管理の徹底、販路拡大といった事業者毎の状況やニーズ、目標に応じた支援が必要となっている。また、6次産業化により販売額は増加するものの、所得向上に結び付いていない場合もあるため、経営管理面での支援など、認定事業者へのフォローアップも必要である。

このため、備中地域6次産業化ネットワークにおいて、総合化事業計画の認定希望者、農林漁業者の課題等についての情報共有を図るとともに、6次産業化を志向する農業者等を対象に、衛生管理等の基礎知識の習得や商談形式に対応するための研修会を開催する。また、6次産業化に取り組む事業者に対しては、情報交換及び販路拡大等のために商工業者との交流会を開催するほか、経営の安定化を図るために必要なビジネスプラン等の作成支援や、商工団体が行っているセミナーの紹介などの情報提供を進めていく。



研修会の開催

(2) 地産地消等の推進

地産地消や都市・農村交流の促進に当たり、直売所や旬の食材、農泊などについて効果的な情報発信に努める必要がある。

このため、メディアを活用して旬の農林水産物や直売所ならではの魅力を発信し、直売所や地場産品等のPRに努める。

また、地産地消の取組につながる農泊を推進し、都市と農村との交流拡大を図るため、晴れの国おかやま農家民宿ネットワーク推進協議会と一体となって、農家民宿のPRや、開業を目指す農業者に向けた情報提供を行う。

II 次代を担う力強い担い手の確保・育成

7 次代を担う力強い担い手の確保・育成と担い手への農地集積・集約化

農業就業人口の減少や高齢化が進む中、農業の持続的な発展を図るため、市町等の関係機関と連携し、新規就農者や新規認定農業者の確保・育成、農業経営の安定化につながる担い手への農地集積・集約化などに取り組み、地域農業の担い手の確保・育成に努めている。

○令和4年度 管内の新規就農者等の確保・育成状況

新規就農者数	51名	認定農業者数(新規)	61名
--------	-----	------------	-----

(1) 次代を担う力強い担い手の確保・育成

新規就農者の確保に向けた取組が全国の産地に広がる中、備中地域の新規就農者を確保するためには、園芸産地である地域農業の特長をより一層周知するなど、就

農希望者への情報発信を強化するとともに、新規就農者の研修から経営確立までの一連の支援ができる体制を継続していく必要がある。また、担い手の育成に当たっては、就農後の経営発展に向けた取組を進めていく必要がある。

このため、市町等と連携し、就農相談会や就農オリエンテーション等において、地域農業の特長を積極的に周知するとともに、受入農家や就農希望者を対象とした研修会等を開催し、確実な就農につなげる。また、新規就農者育成総合対策事業等により新規就農者の早期経営確立を支援するとともに、経営改善等の指導を行い、新規認定農業者の確保につなげていく。



受入農家の指導力研修会



産地紹介や生産者との意見交換を行う
就農オリエンテーションの開催

(2) 担い手への農地集積・集約化

国において人・農地プランが法定化されたことから、市町は令和6年度末までに目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した地域計画を策定し、担い手への集積・集約化を加速させていく必要がある。

このため、市町、農業委員会、農地バンクと一体となって地域に入り込み、地域ごとに将来の農業や農地利用についての話し合いを活発化させるなど地域計画策定に向けた支援を行う。

○農地集積の状況 (R4. 3月末現在)

管内における担い手への農地集積	21.7%
-----------------	-------

Ⅲ 農林水産業を支える施策

8 農業農村整備事業の推進

儲かる産業としての農林水産業の確立に向け、4つの施策の柱に沿って事業の推進を図っている。

(1) 産地づくりのための生産基盤整備

ソフト・ハードの連携を強化し、双方の情報を共有しながら、地域の描く将来像に応じて、農地や農道、用排水路等の基盤整備を進め、担い手への農地集積・集約化や高収益作物の導入による産地化を推進する。



畑地かんがい施設の整備

(2) 産地維持のための保全対策

産地を支える用排水機場や畑地かんがい施設など基幹的土地改良施設について、施設管理者と連携しながら受益地の状況に合わせた適正な規模で効率的な保全対策を推進する。



排水機の長寿命化対策

(3) 農業・農村を守る防災・減災対策

農業・農村を豪雨や地震などの自然災害から守るため、ため池整備、排水機場整備、海岸保全施設整備などの防災・減災対策を積極的に推進する。

特に、決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」が、管内に1,524箇所存在しており、決壊時の影響度や農業利用の状況を考慮し、廃止や改修などのハード整備を計画的に実施するとともに、低水管理やハザードマップの作成などのソフト対策も実施し、減災対策を推進する。



ため池の整備

(4) 活力と魅力あふれる農村づくり

中山間地域の活力ある農村を持続するため、地域の立地条件や営農体系に応じたきめ細かな整備を実施するとともに、快適な農村生活環境の整備を推進する。



防火水槽の設置

9 治山・林道事業の推進

近年、頻発化・激甚化している豪雨に備え、山地災害危険地区における防災・減災を図るため、治山施設の設置や既存施設の長寿命化対策を推進している。

また、市町による林道整備を支援し、林業における立木の伐採・搬出の低コスト化を図り、間伐等の森林整備や県産材の安定供給を促進している。

(1) 山地災害の防災・減災対策

ア 山地防災情報等の周知及び治山施設の整備推進

山地災害の発生リスクは今後さらに高まることが懸念されるため、市町と連携して、山地災害危険地区の情報や防災・減災対策の必要性について地域住民にわかりやすい形で周知しながら、治山施設の着実な整備を推進する。

イ 治山施設の長寿命化対策

既存施設の調査点検により、補修等の対策が必要と判定された施設については必要に応じて機能強化・老朽化対策を計画的に実施する。



溪間工（治山ダム）による土砂流出の抑制



山腹工（法枠工）による山腹崩壊の防止

(2) 地域森林の実態に応じた林道整備の促進

木材輸送の効率化による県産材の安定供給等の促進に加え、災害時の迂回路としての活用など、地域森林の実態や目的に応じた林道開設・改良等を市町に提案していく。



林道法面の改良による走行安全性の確保（改良前）



（改良後）

10 防護・捕獲等の強化による鳥獣被害防止対策の推進

イノシシ、シカの推定生息数は減少傾向にあるものの、管内の有害鳥獣による近年の農林水産被害金額はほぼ横ばい（約7千万円）で推移している。

一方で、イノシシ被害の広域化やサル被害が深刻化し、生産意欲の減退や耕作放棄地の増加につながっている。

このため、防護や捕獲、捕獲等の5つの対策を総合的に推進している。

(1) 防護対策

集落全体を囲む「集落柵」の整備や、サル用GPS首輪を活用した行動域の把握による効果的な捕獲と追い払い、スマート技術導入による省力化の取組など、県、市町、専門家が一体となり、鳥獣被害対策の課題解決に向けた地域活動を支援する。



サル用大型囲いわな

(2) 捕獲対策

国による通年の捕獲助成に加え、県事業でイノシシ、シカの非狩猟期(サルは通年)の捕獲を助成し、有害獣の個体数削減を一層推進する。



イノシシ用箱わな

(3) 利活用の推進

管内で生産されたイノシシ肉の加工品のPRや、ジビエ料理の消費拡大の取組を支援し、有害獣の捕獲や地域資源の有効活用を促進する。

(4) 担い手の確保・育成

免許申請手数料、講習会受講料、銃所持に要する申請手数料の一部を助成し、狩猟免許の取得を促進するとともに、銃猟の担い手確保・育成に向けた研修会等を実施し、実践的に活躍できる人材の育成を図る。

(5) 狩猟の適正化

鳥獣保護管理法に基づき、狩猟免許更新時の法令遵守の講習や、鳥獣保護管理員による巡回・指導により、狩猟の適正化を図る。

11 日本型直接支払の推進

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援している。

(1) 多面的機能支払

農地や水路などの地域資源の保全活動を支援する。

ア 農地維持支払

農地法面の草刈りや水路の泥上げ等の共同活動を支援する。

交付単価 田：3,000円/10a、畑：2,000円/10a、草地：250円/10a

イ 資源向上支払

(ア) 地域資源の質的向上を図る共同活動

水路や農道の軽微な補修や植栽による景観形成など地域資源の質的向上を図る共同活動を支援する。

交付単価 田：2,400円/10a、畑：1,440円/10a、草地：240円/10a

(イ) 施設の長寿命化のための活動

水路、農道等の長寿命化のための補修・更新等の取組を支援する。

交付単価 田：4,400円/10a、畑：2,000円/10a、草地：400円/10a

(2) 中山間地域等直接支払

平地に比べ農業生産条件が不利な中山間地域等において、荒廃農地の発生防止や水源涵養等の公的な機能の維持増進を図るため、集落協定等に基づき5年間以上継

続して農業生産活動を行う農業者等を支援する。

交付単価 田(1/20以上)の場合：基礎単価16,800円 体制整備21,000円/10a等

(3) 環境保全型農業直接支払

農業者等が実施する有機農業や化学肥料・農薬の5割低減など、環境保全効果の高い営農活動を行うことに伴う追加的コストを支援する。

交付単価(例)：有機農業：12,000円/10a(堆肥施用等で2,000円加算)

カバークロップ：6,000円/10a



水路の泥上げ



ドローンによる防除作業



カバークロップ(レンゲ)

Ⅲ 各部（所）の業務の概要
井笠家畜保健衛生所
高梁家畜保健衛生所

〔家畜保健衛生所（井笠・高梁）〕

基本方針

令和4年度シーズンの高病原性鳥インフルエンザは、過去最速の10月28日に国内初発となった倉敷市内の採卵鶏農場で確認されて以降、令和5年4月8日現在、26道県84事例、殺処分鶏は過去最大の約1,771万羽に及んだ。このうち4事例が本県で確認され、うち3事例が、倉敷市内で立て続けに発生し、約71.3万羽が殺処分された。

さらに豚熱については、国内で平成30年9月の初発以降、全国で約35万頭の豚が殺処分されている。また、野生いのししで感染が拡大し、隣接県でも陽性事例が確認され、本県へのウイルス侵入が危惧されている。飼養豚へのワクチン接種による対策を継続しているが、他県では接種農場でも豚熱が発生しており、緊迫した状況が続いている。

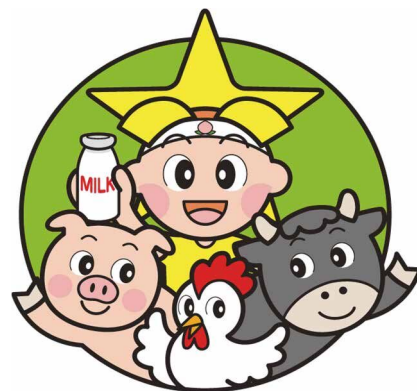
このような状況の中、家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者に遵守が義務付けられている「飼養衛生管理基準」がより厳格化されたため、家畜保健衛生所では農場や畜産関係施設、関係業者等に対し衛生管理等の徹底を強く指導する。

また、改正された特定家畜伝染病防疫指針に基づき、さらに迅速かつ的確な防疫措置が講じられるよう防疫対策マニュアルの更新等を行うとともに、豚熱のワクチン接種及び検査体制の精査等、関係団体と連携して危機管理体制の充実・強化に努める。

一方で、感染症の治療や家畜衛生分野で種々の抗菌性物質が使用されるのに伴い、食中毒菌や感染症起因菌等に出現している薬剤耐性菌や危害分析重要管理点（HACCP）認証など、畜産物の安全性に対する消費者の関心は高く、県では安全で高品質な畜産物の安定供給を図っているところである。

健康な家畜を飼養し、安全で安心な畜産物の生産を推進するため、病性鑑定の実施、「医薬品、医療機器等法」、「飼料安全法」や「獣医師法」等の遵守指導及び生産性を阻害する疾病の対策指導により健全な畜産経営の発展を支援する。

さらに、地域ごとの特色を活かし、乳用・肉用牛の資質向上や増頭対策を受精卵移植技術等も活用して積極的に推進する。



©岡山県「ももっち」

主要施策

1 防疫業務

家畜伝染病予防法に基づき伝染病の発生予防やまん延防止のため、定期検査や立入検査による監視や病性鑑定業務等を一層強化するとともに、農場の衛生対策の基本となる「飼養衛生管理基準」の周知徹底を図る。また、継続的に家畜伝染病の監視を実施し発生時の迅速な初動対応により、まん延防止に努める。

さらに、研修会や演習等を通じて危機管理体制の強化を図る。

(1) 厳格化された「飼養衛生管理基準」の遵守指導

家畜伝染病予防法により家畜の所有者が遵守すべき基準として定められている「飼養衛生管理基準」に基づいたウイルス等侵入防止対策の徹底を指導するとともに、異常家畜の早期発見、早期通報を周知し、健康な家畜を飼養する環境を整える。



車両消毒

(2) 家畜伝染病に対する監視と初動対応の強化

近年、国内で発生が続いている豚熱、高病原性鳥インフルエンザ、発生が危惧されているアフリカ豚熱等について、サーベイランスやモニタリングに努め、監視体制を一層強化する。さらに発生時の迅速かつ的確な初動対応に備えて防疫員等の役割、関係機関との連絡体制の確認や更新等を随時行う。



県防疫演習

(3) 家畜伝染病に対する危機管理体制の強化

最新の家畜衛生情報を関係機関、農場等に配信し警戒を呼びかけるとともに、研修会や演習を通じて危機管理体制の再点検・強化を図る。特に、鳥インフルエンザについては、関係部局職員で開催する発生対応総合計画策定会議を通し、実効性のある防疫計画の見直しや、豚熱については、効率的かつ適切なワクチン接種及び検査に努める。



豚熱ワクチンの接種

(4) 管内で発生している家畜伝染病の清浄化対策

牛ヨーネ病については、「岡山県牛のヨーネ病対策要領」に基づく発生農場の定期検査や衛生対策指導の徹底により、清浄化の維持に努める。

一方、継続発生している牛ウイルス性下痢は、酪農場においては導入牛検査等により、さらに肉用繁殖雌牛も新たに検査対象に加え、持続感染牛の早期摘発・淘汰を行いまん延防止と早期清浄化に努める。



牛舎消毒

主要施策

2 指導業務

畜産農家の安定的な畜産物の生産と経営の向上を図るため、生産性を阻害する疾病の発生動向を調査し、対応策を指導するとともに、高能力な家畜の改良増殖と衛生的な飼養環境の整備を推進し、消費者の求める安全で安心な畜産物の生産を積極的に支援する。

(1) 生産性の向上

慢性疾病による損耗を防止するため、発生原因を究明して衛生対策を指導するとともに、受精卵移植を活用した優良な乳用牛や肉用牛の改良増殖を促進し、生産性を向上させることにより、畜産経営の安定化を図る。



衛生対策指導

(2) 酪農経営向上対策

初妊牛購入価格の高値が続く中、管内の公共育成牧場や公共性の高い民間預託牧場の育成管理指導の強化に努める。

また、乳房炎のまん延等により、廃用牛の増加や生乳の生産性が低下していることに加え、令和2年から設定された中国5県統一乳価基準に対応するため、関係機関で組織する酪農経営支援チーム（平成20年度から活動）の一員として、より積極的な乳質改善指導等を行い、酪農経営の向上対策を図る。



民間預託牧場

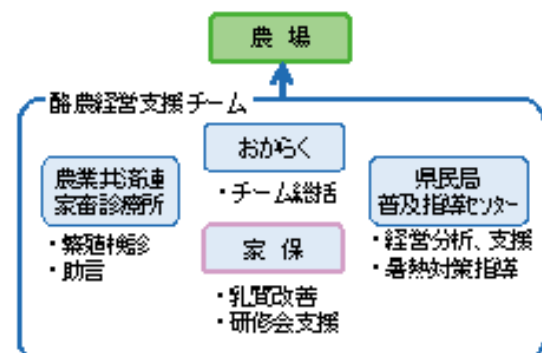
(3) 畜産物の安全性確保

残留抗菌物質や食の安全安心及び安定供給に対する県民の関心が高まっており、安全な畜産物の生産のため、農場及び畜産関係者に対し動物用医薬品や飼料添加物の適正使用についての監視や農場HACCP認証に係る指導を行い、人との「ワンヘルス」の取組に寄与する。



搾乳立会

酪農経営支援チームによる指導体制



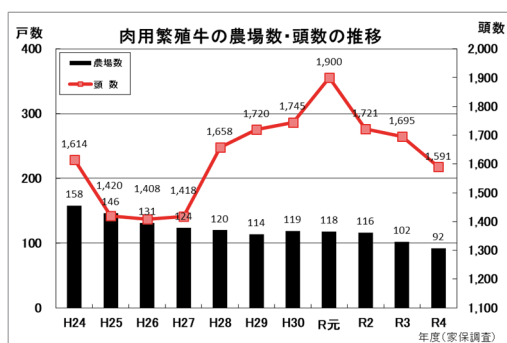
主要施策

3 肉用牛の資質向上と増頭体制の充実

高梁・新見地域は古くから多くの肉用牛が飼養されており、県下でも有数の肉用牛生産地帯である。しかし、近年、少子高齢化や担い手不足等から肉用牛飼養農家は減少傾向にある。そこで、家畜保健衛生所は、受精卵移植の活用、大規模和牛繁殖農場に対する繁殖管理技術指導等、地域ぐるみでの和牛生産の活性化を図るとともに新規就農者の掘り起こしと育成も含め、より一層の和牛増頭に取り組む。さらに令和9年に北海道で開催される第13回全国和牛能力共進会での上位入賞を目指し、関係機関と連携して出品候補牛の資質向上指導に努める。

(1) 受精卵移植の活用

乳用育成牛等への優秀な和牛受精卵の移植を積極的に実施し、生産された和牛雌子牛を地域内に保留し、優良和牛繁殖雌牛の増頭を推進する。



(2) 大規模和牛繁殖農場への技術指導

大規模和牛繁殖農場の繁殖管理技術と哺育育成技術の向上を引き続き指導することで、繁殖雌牛の繁殖成績の向上や子牛の発育成績を改善し、経営の安定を目指す。

(3) 和牛子牛の資質向上

岡山和牛子牛の資質向上と増頭を図るため、関係機関と連携して適正な交配と子牛の哺育育成技術の向上に努める。

(4) 新規就農者の育成

耕作放棄地を活用した和牛放牧や繁殖肥育を一貫経営とした就農者に対し、飼養衛生管理や繁殖などの技術指導を実施する。



受精卵の採卵



耕作放棄地での和牛放牧

Ⅲ 各部（所）の業務の概要

建設部

[建設部]

基本方針

備中県民局管内は、中国山地から瀬戸内海までの7市3町からなり、東西南北に伸びる高速道路や鉄道網、国際拠点港湾水島港など地域を支える交通基盤に恵まれている。一方、中山間地域や離島に多数存在する道路未整備箇所や、山間部における落石・土砂災害、沿岸部における津波・高潮など災害リスクへの対応が課題となっている。

平成30年7月豪雨等からの一日も早い復旧・復興を実現するため、甚大な被害が生じた河川の堤防嵩上げ等の整備に最優先に取り組むとともに、すべての県民が明るい笑顔で暮らす「生き生き岡山」の実現に向け、夢と元気にあふれ、安心して暮らしやすい備中地域を目指し、各種社会基盤の整備に取り組む。

以上の基本的な考え方に沿って、令和5年度の建設部の主要施策を次のとおりとする。



©岡山県「ももっち」と「うらっち」

主要施策

1 交通基盤整備

港湾、インターチェンジ、物流拠点などへのアクセスの強化、地域間・都市間の連携強化など地域の活性化に役立つ道路整備を進めるとともに、災害時における防災拠点等へのアクセスの強化や交通渋滞の緩和を図るための道路整備を着実に進める。

[主要な事業]

道路事業（バイパス・現道拡幅）

- ・ 県道加須山中帯江線（倉敷市加須山～亀山）
- ・ 県道倉敷妹尾線（倉敷市福島～中帯江）
- ・ 県道箕島高松線（岡山市北区大内田～倉敷市下庄）
- ・ 県道水島港唐船線（倉敷市玉島勇崎～浅口市金光町大谷）
- ・ 県道倉敷笠岡線（倉敷市船穂町船穂～玉島長尾）
- ・ 県道総社足守線（総社市総社～黒尾）
- ・ 県道園井里庄線（笠岡市園井）
- ・ 県道六条院東里庄線（浅口市鴨方町六条院西～浅口郡里庄町新庄）
- ・ 県道宇治下原線（高梁市成羽町成羽）
- ・ 県道新見川上線（高梁市備中町布瀬～川上町領家）
- ・ 県道新見勝山線（新見市高尾～新見）

県道加須山中帯江線
（施工状況）▶



県道倉敷笠岡線

（令和4年6月バイパス玉島工区供用開始）



県道園井里庄線

（令和5年3月浜中バイパス供用開始）

街路事業（都市計画道路の整備）

- ・ 県道早島松島線〔(都)早島大砂線〕
（都窪郡早島町早島～倉敷市鳥羽）
- ・ 県道福田老松線〔(都)連島呼松線〕
（倉敷市福田町古新田）



県道早島松島線（施工状況）▶

2 港を中心としたにぎわいの創出

交流拠点として、笠岡港等の離島航路の機能強化や賑わいの創出のため、港の特性に応じた港湾整備や利用促進を図る。

[主要な事業]

港湾事業

- ・ 笠岡港（笠岡市笠岡）



笠岡航路



3 水産物の生産振興

漁業活動の一層の活性化、漁業就労環境の改善及び離島における生活環境の改善を図るため漁港の整備を行う。

[主要な事業]

漁港事業

- ・ 寄島漁港 (浅口市寄島町)
- ・ 白石島漁港 (笠岡市白石島)



寄島漁港 (機能保全事業)

4-1 平成30年7月豪雨に伴う改良復旧事業等の推進

平成30年7月豪雨で堤防決壊等甚大な被害を受けた、倉敷市真備町の小田川3支川及び高梁川について、改良復旧事業などによる治水対策を集中的に進める。

(1) 真備緊急治水対策

倉敷市真備町の小田川3支川(末政川・高馬川・真谷川)において集中的に堤防整備(嵩上げ・断面拡大等)を実施する。



改良復旧状況 (末政川)



改良復旧状況 (高馬川)

[事業概要]

一級河川末政川 (倉敷市真備町有井)

延長約1.37km

築堤工、護岸工、橋梁工、
取水設備工

一級河川高馬川 (倉敷市真備町箭田)

延長約0.78km 築堤工、護岸工

一級河川真谷川

(倉敷市真備町服部～玉島服部)

延長約1.21km 築堤工、護岸工



改良復旧状況 (真谷川)

(2) 高梁川緊急治水対策

総社市福谷、日羽、下倉の高梁川において集中的に堤防整備（嵩上げ・築堤等）を実施する。



改良復旧状況（下倉地区）完成



改良復旧状況（日羽地区）

[事業概要]

一級河川高梁川

福谷地区（総社市福谷）	延長約2.0km	築堤工、護岸工
日羽地区（総社市日羽）	延長約1.6km	築堤工、護岸工、橋梁工
下倉地区（総社市下倉）	延長約1.7km	築堤工、護岸工

(3) 高梁川浸水対策重点地域緊急事業

総社市日羽～下倉の浸水被害のあった地区(作原、美袋、下村、槻、草田)において、総社市と協力し、集中的に高梁川の治水対策（築堤、河道掘削等）を実施する。



浸水状況（作原地区：特別養護老人ホーム）



施工状況（作原地区）

4-2 令和元年9月豪雨に伴う土砂災害防止事業の推進

令和元年9月豪雨により、新見市西方地内の今井谷川、太田川で発生した土石流対策として、両溪流において災害関連緊急砂防事業により令和3年3月に砂防堰堤工が完成しており、引き続き、溪流保全工等の整備を行う。

[事業概要]

砂防事業	砂防指定地	・今井谷川（新見市西方）	堰堤工、溪流保全工
		・太田川（新見市西方）	堰堤工、溪流保全工



被災状況（今井谷川）



施工状況（今井谷川）



被災状況（太田川）



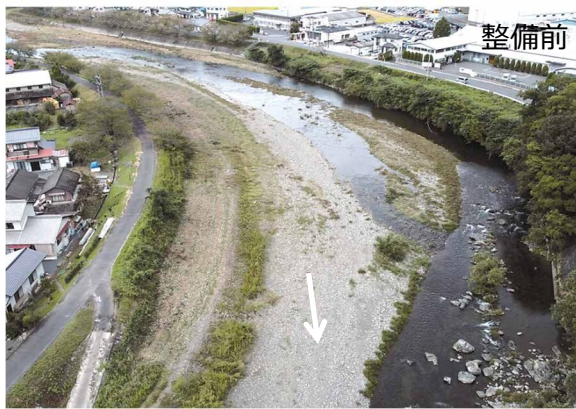
施工状況（太田川）

4-3 河道内整備の推進

河道内の土砂が堆積している箇所や樹木が繁茂している箇所について、緊急性の高い箇所から河道掘削や樹木伐採を集中的に行い、氾濫リスクの軽減を図る。

[主な事業箇所]

- ・一級河川真谷川（倉敷市玉島陶）
- ・一級河川小田川（井原市神代町～芳井町川相、矢掛町東三成～小田）
- ・二級河川里見川（浅口市金光町八重～占見新田）
- ・一級河川高梁川（高梁市玉川町玉～川面町、新見市井倉～高尾）



一級河川小田川（井原市）



一級河川高梁川（新見市）

4-4 防災施設整備や公共施設等の耐震化の推進

近年、頻発化・激甚化する豪雨に備え、水害を防止・軽減するための河川改修、高潮・津波に対処するための海岸保全施設の整備、土砂災害を防止するための砂防施設等の整備、道路の落石防護柵等の設置など、防災施設の整備を進める。

また、大規模地震発生時の救急活動や緊急輸送を迅速かつ円滑に実施できるよう、緊急輸送道路上の橋梁の耐震化を進める。

[主要な事業]

- 河川事業：
- ・一級河川小田川
 - ・二級河川倉敷川
 - ・二級河川六間川
 - ・二級河川前川

二級河川六間川（施工状況）▶



高潮対策事業：北木島港、寄島漁港、金浦海岸（建設海岸）

砂防事業 : 砂防指定地

- ・西川平川 (総社市美袋)
- ・水落上川 (笠岡市神島)
- ・柏部川 (浅口市鴨方町小坂西)
- ・大瀬川 (高梁市高倉町大瀬八長)
- ・小岸谷川 (新見市新見)

地すべり防止区域

- ・園尾地区 (高梁市巨瀬町)
- ・下平地区 (高梁市川上町下大竹)

急傾斜地崩壊危険区域

- ・玉島黒崎岩谷地区 (倉敷市玉島黒崎)
- ・銀山西地区 (笠岡市吉浜)
- ・大宜地区 (笠岡市大宜)



急傾斜地崩壊危険区域 中庄古向地区



地すべり防止区域 園尾地区

道路事業 (道路災害防除)

- ・国道 313 号 (井原市芳井町宇戸川～美星町黒忠)
- ・国道 180 号 (高梁市松山～高倉町飯部、新見市法曾～千屋実)
- ・県道新見川上線 (高梁市備中町平川～布瀬)
- ・県道新見日南線 (新見市上市～神郷釜村)



国道180号 (高梁市) 落石防護工



国道180号 (新見市) 落石防護工

道路事業（橋梁耐震補強）

- ・ 県道藤戸連島線 連島 1～3 号高架橋（倉敷市福田町浦田～連島町連島）
- ・ 県道倉敷美袋線 船穂玉島高架橋（倉敷市船穂町船穂～玉島長尾）
- ・ 国道 484 号 愛宕ループ橋（高梁市上谷町）
- ・ 国道 180 号 美郷大橋（新見市石蟹～正田）
千屋大橋（新見市千屋実）



県道藤戸連島線 連島 2 号高架橋（落橋防止工）

5 土木施設の長寿命化対策の推進

防災拠点を結ぶ緊急輸送道路等の橋梁・トンネル、洪水や高潮から人命や財産を守る水門・排水機場やダムなどの土木施設が将来にわたって機能を十分に発揮できるよう、各施設の長寿命化計画対策を計画的に進める。

[主要な事業]

道路事業（橋梁補修）

- ・ 国道 429 号 霞橋（倉敷市玉島上成～連島町西之浦）
- ・ 県道笠岡井原線 笠岡跨線橋（笠岡市笠岡）
- ・ 国道 313 号 金比羅橋（井原市芳井町吉井）
- ・ 県道倉敷成羽線 中村橋（小田郡矢掛町東三成～中）
- ・ 県道奈良備中線 西谷橋（高梁市備中町西山）
- ・ 国道 180 号 昭和町跨線橋（新見市高尾）
- ・ 国道 182 号 城山跨線橋（新見市神郷下神代）

道路事業（トンネル補修、歩道橋補修）

- ・ 国道 180 号 阿福トンネル、小原トンネル（新見市菅生）
- ・ 県道倉敷西環状線 水島緑地横断歩道橋（倉敷市中畝）
- ・ 国道 180 号 山手 1 号橋（新見市新見）



整備前



整備後

県道水島港線（倉敷市）（江長歩道橋・再塗装工）

河川事業（河川管理施設長寿命化対策）

- ・二級河川溜川 溜川排水機場 （倉敷市玉島三丁目）

ダム管理事業

- ・千屋ダム
ダム管理設備更新（新見市菅生～坂本）
- ・檜井ダム
多重無線設備更新（高梁市松山）
- ・河本ダム
ダム管理設備更新（新見市金谷
～哲多町宮河内）
- ・三室川ダム
ダム管理設備更新（新見市神郷油野）



高瀬川ダム（遠隔監視・操作装置更新完了）

6 交通事故防止対策の推進

交通事故が多発している幹線道路や通学路など緊急に交通の安全を確保する必要がある道路について、歩道等の設置や交差点改良等により、安全で快適な道路環境の整備を進める。

[主要な事業]

道路事業（交通安全施設整備）

- ・県道倉敷玉野線 〈歩道〉 （倉敷市粒江）
- ・県道総社足守線 〈歩道〉 （総社市黒尾～西阿曾）
- ・県道笠岡井原線 〈自歩道〉 （笠岡市東大戸） 〈歩道〉 （井原市岩倉町）
- ・県道寄島笠岡線 〈歩道〉 （笠岡市西大島）
- ・県道新賀小坂東線 〈自歩道〉 （笠岡市関戸～尾坂）
- ・国道 486 号 〈歩道〉 （井原市神代町～小田郡矢掛町小田）
- ・県道下御領井原線 〈歩道〉 （井原市大江町）
- ・県道新見勝山線 〈歩道〉 （新見市大佐小南～小阪部）
- ・県道新見川上線 〈歩道〉 （新見市哲多町老栄～矢戸）



県道新賀小坂東線〈自歩道〉（笠岡市）



県道新見勝山線〈歩道〉（新見市）

7 地域の生活を支える道づくり

中山間地域等の生活の中心となる拠点的地域の機能強化や「おかやま元気！集落」をはじめとした集落機能の維持・強化に取り組む地域を支援するため、「おかやまスタンダード(※)」による、効果的・効率的な道路整備を推進し、すれ違いが困難な箇所や見通しの悪い交通難所を計画的に改善する。

※ 道路の利用状況等に応じた効果的・効率的な道路の整備を進めるため、2車線にこだわらず、地域の実情を踏まえ、2車線と1車線を組み合わせた1.5車線の道路整備を行うなど、本県が独自に定めた道路整備方針

[主要な事業]

- ・ 県道美袋井原線（総社市中尾）
- ・ 県道笠岡美星線（井原市美星町明治）
- ・ 県道長屋賀陽線（高梁市中井町津々）
- ・ 県道北房川上線（新見市豊永赤馬）
- ・ 県道北房井倉哲西線（新見市法曾、哲多町矢戸、哲多町蚊家）
- ・ 県道寄島笠岡線（笠岡市大島中）
- ・ 県道宇治長屋線（高梁市成羽町長地）
- ・ 県道大野部備中線（高梁市備中町西山）
- ・ 県道大野部備中線（新見市哲西町大野部）



県道北房井倉哲西線（新見市）

8 おかやまアダプトの推進

地域の共有財産である道路、河川、海岸、公園への愛着心を深めるとともに、公共施設利用者のマナー向上を図るため、地域住民及び企業等の団体による清掃美化活動を支援する。

備中県民局管内では、701団体が認定を受け、活動している。

[認定団体] 令和5年3月末現在

道路214団体、河川478団体、海岸 7団体、公園 2団体

合計701団体（各地域事務所、水島港湾含む）



活動状況（植樹帯の手入れ）



活動状況（堤防の草刈り）

Ⅲ 各部（所）の業務の概要 水島港湾事務所

〔水島港湾事務所〕

基本方針

多彩でグローバルな経済活動が力強く展開され、希望を持って働ける社会を目指し、地域産業の国際競争力の強化と県民生活の安定を支えるためには、瀬戸内海域の海上交通の拠点性の確保が欠かせないところである。

海上交通の玄関口である水島港は、コンテナ化の進展や、貨物の大量輸送に伴う船舶の大型化など、物流形態の変化に対応した国際物流拠点としての港湾機能の整備・強化とともに使いやすい港づくりが一層求められている。

また、沿岸部には多くの人口・資産が集積しており、高潮・津波等の災害から、人・財産を直接防護する海岸保全施設の役割は非常に重要である。さらに、大規模地震の到来に備え、地域の防災力の向上と災害に強い物流ネットワークの構築を図るため、大規模地震時の防災機能を強化する施策の推進が必要である。

このため、県政の基本目標である「生き生き岡山」の実現に向け「第3次晴れの国おかやま生き生きプラン」に沿って社会基盤整備事業を推進する。

以上の基本的な考え方により、水島港湾事務所の主要施策を次のとおりとする。



©岡山県「ももっち」と「うらっち」

主要施策

1 水島港の機能強化

国際拠点港湾水島港は、平成23年5月に「国際バルク戦略港湾」に選定され、大型船舶による穀物の共同輸送実現に向け順次整備を進めており、玉島地区の7号埠頭整備は概ね概成し、令和2年6月に水深10mで供用開始した。

また、大型船舶が航行するためには国直轄による水島玉島航路や玉島東航路の浚渫を進める必要があるが、この浚渫土に対応する浚渫土処分場の残容量は僅かであるため、県により処分場の減量化を図り航路整備の促進を行うことにより国際物流港湾としての機能強化を図るとともに、より一層使いやすい港づくりを推し進める。

また、玉島地区で新たな生産・流通基盤となる玉島ハーバーアイランドの土地造成を行っており、現在までに100.3haの分譲地を整備し、令和5年4月1日現在で32社77.4haが分譲済となっている。今後も分譲の動向を見極めながら造成工事を進める。

[主要な事業]

<玉島地区>

【県事業】玉島ハーバーアイランド浚渫土処分場（減量化）

排水工・築堤工 施工面積A = 46ha



2 水産物の生産振興

管内の各漁港では、円滑な漁業活動と水産物の安定的な供給を目的として、安全で使いやすい漁港施設の整備を進め、平成20年代半ばに完了した。

その後、整備された施設は、経年劣化などにより老朽化が進行し、補修や更新が必要となっている。このため、ライフサイクルコストを考慮した維持管理計画を策定し、効率的・効果的な維持管理に取り組んでいる。

[主要な事業箇所]

- ・ 第二種 大島漁港
- ・ 第二種 下津井漁港
- ・ 第二種 沙美漁港



大島漁港（浮棧橋の更新）



下津井漁港（浮棧橋の更新）

3 防災施設整備や公共施設等の耐震化の推進

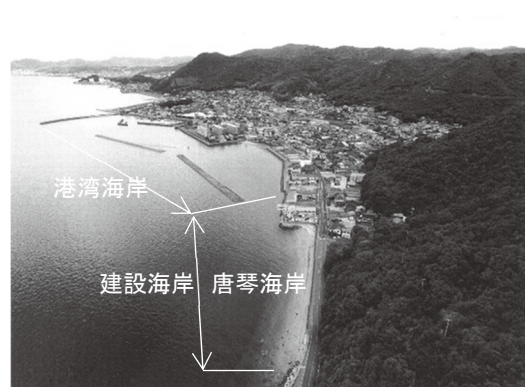
平成23年3月に発生した東日本大震災を受け、平成26年3月に岡山沿岸海岸保全基本計画が改訂された。高潮対策については緊急度、重要度に応じて関係機関と調整を図りながら、順次、海岸保全施設の整備を推進する。また、地震・津波対策については、この計画に基づき、耐震性、液状化に関する調査を実施し、必要に応じて海岸保全施設整備を着実に推進する。

[主要な事業箇所]

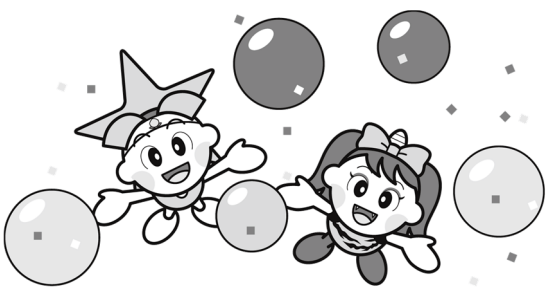
- ・ 水島港海岸勇崎宝亀地区
- ・ 児島港海岸萱苅地区
- ・ 唐琴海岸



耐震対策事業（水島港海岸勇崎宝亀地区）



高潮対策事業（唐琴海岸）



令和5年度備中県民局の概要は、
備中県民局のホームページに掲載しています。